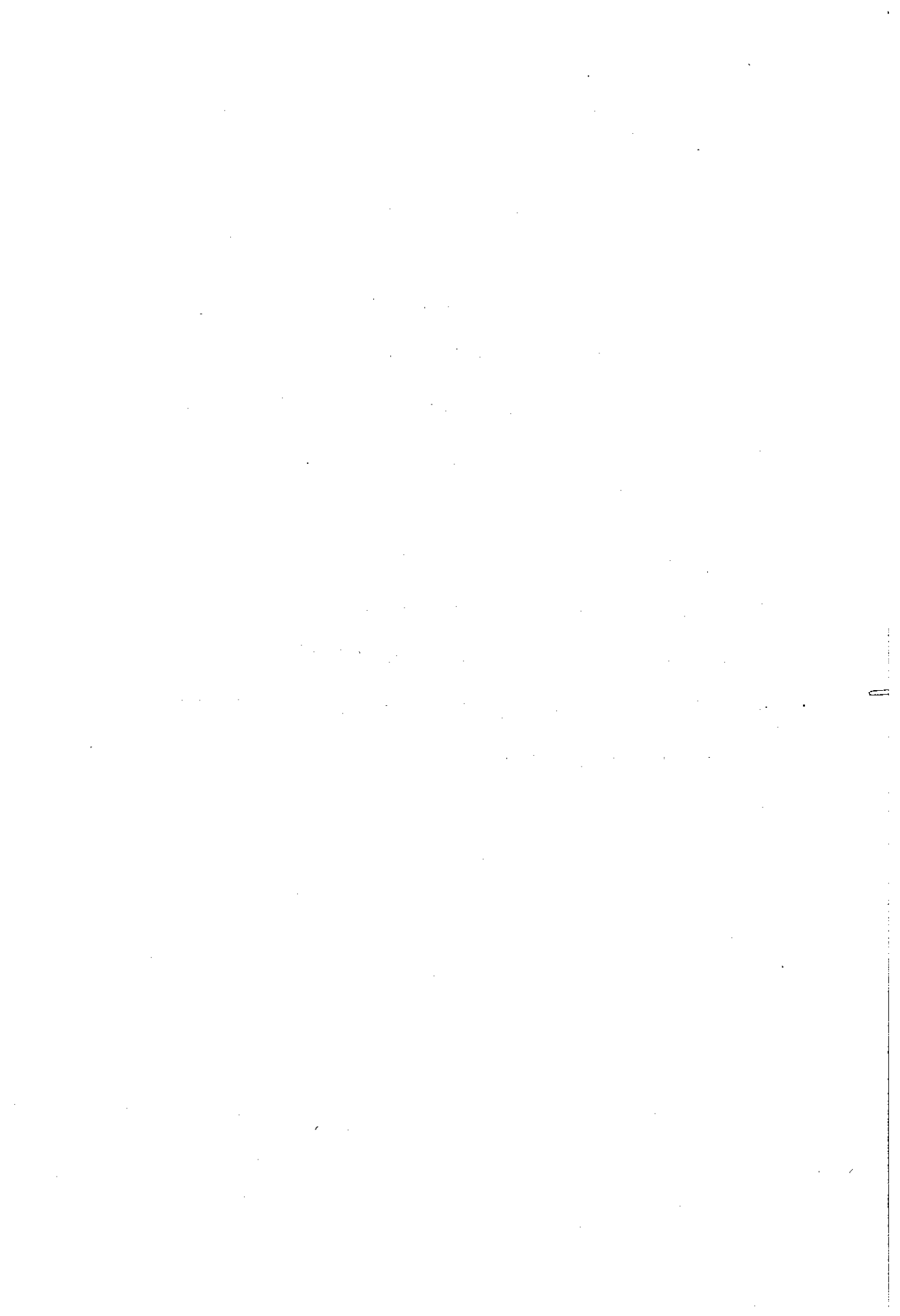


付 属 資 料

1. 大阪地域に係る公害防止計画策定の基本方針
（別表1 環境基準ならびに目標値）
（別表2 対象水域及びその水域が該当する水域類型）
2. 西淀川区大気汚染緊急対策大綱
3. クリーンエアプラン
（大気汚染防止計画基本構想）
4. 大阪市公害対策審議会（諮問・答申・意見）
5. 昭和47年度大阪市公害関係予算総括表
6. 昭和47年度環境保全国家予算及び財政投融资一覧
7. 公害対策関係組織機構図
8. 公害対策関係職員数
9. 公害関係協議会等一覧表



1 大阪地域に係る公害防止計画策定の基本方針

(46.5.25 内閣総理大臣指示)

1. 公害防止計画策定地域

この基本方針に基づき公害防止計画を策定する地域は、大阪府のうち、都市計画法に基づき都市計画区域として指定された区域とする。

2. 公害防止計画の役割

当地域は、わが国の産業経済の中核として古くから発展を続け、昭和45年10月現在、約760万人の人口を有する巨大都市地域である。しかも、その地域内に各種の工場群と経済の中核を有し、日々激しい変動を遂げており、いまなおスプロールを続けている。その結果、この地域において汚濁負荷量は、大気および水域の受容能力をこえ、しかも、無秩序な土地の利用は、いまなお改善されず、社会資本の整備は、経済の発展に比して立ち遅れ、国、地方公共団体等の公害防止のための努力にもかかわらず、各種の公害が深刻かつ広範に発生し、自然環境も破壊されつつあり、人びとは、清浄な空気、清澄な水、清穏な環境を渴望している。

当地域の公害の現状を概観してみると、大気汚染は、工場、ビル等から排出されるいおう酸化物、浮遊ふんじん及びばいじんならびに自動車排出ガス等により、大阪市域を中心に相当程度に達しており、全体的にはなお改善がみられておらず、さらに都市化、工業化の進展に伴い、汚染の範囲が拡大しつつある。

水質汚濁については、工場排水等による汚濁とともに、下水道の普及率が、昭和44年度末現在、41パーセント(排水面積普及率)と低いことなどにより、都市污水によつて淀川、神崎川、寝屋川、大和川等の汚濁はなほだしく、悪臭を発する水域もある。また、大阪湾は、これらの河川の流入、工場および船舶からの汚濁物質の排出より、その水質や沿岸底質が悪化し、漁業等に悪影響を及ぼすに至っている。

騒音については、年々環境における騒音レベルが高くなる傾向にあり、とくに住居地域、商業地域および準工業地域等における夜間の騒音が問題となっている。また、大阪国際空港周辺の航空機騒音は、発着回数の増加、航空機の高速度化等により、騒音の頻度および影響範囲は拡大してきた。

大阪市内の地盤沈下は、地下水の汲上げの規制によりほとんど停止するに至っており、北摂および東大阪地区については、現在なお地盤沈下が認められるので、工業用水道への水源転換が大幅に進められている。また、泉州地区にも沈下が認められる。

土壌汚染については、工場排水等により農用地の土壌が汚染され、カドミウム等有害物質による農産物汚染の問題が生じている。

工場、家庭、清掃施設等から発生する一般・産業廃棄物は、人口の増大、産業の発展、消費生活の高度化により、著しい質的多様化を伴いながら急激に増加しており、現在のままの処理処分体制

では限界に達しつつある。

このような憂慮すべき情勢にかんがみ、今こそ強力な対策の推進がなければ各種の公害事業はますます深刻化の一途をたどると見込まれるので、本計画は、公害の防止に係る各般の施策を計画的、集中的に策定実施するとともに、公害の防止に資するよう自然環境の保護に関する施策もあわせて策定実施することにより、公害の抜本的かつ早急な解決を図り、もって地域住民の健康を保護し、生活環境を保全するものである。

なお、この計画に関連ある国の関係機関および府の公安委員会、教育委員会等の関係機関と密接に連絡協議のうえ、この計画を策定するものとする。

3. 目 標

汚染物等の程度を別表1の目標値の範囲内に引き下げ、またはその範囲内に維持するものとする。

なお、公害対策基本法第9条に基づく環境基準が設定または改定された場合には、別表1の目標値は、当該環境基準の値に変更されるものとする。

4. 達 成 期 限

本計画の策定に当たっては、項目ごとに可能な限りすみやかに目標を達成するよう配慮するものとするが、目標に特記したものを除き、すべての項目についておそくとも昭和56年を目途に目標を達成するものとし、水質汚濁以外の項目についても必要に応じ中間目標を掲げ、目標達成の確保を図るものとする。

また、施策によつては、昭和56年以降も引き続き推進する必要があるものもあるので、20年程度を見通した当地域の将来像についても考慮するものとする。

5. 防 止 施 策

当地域には、あらゆる種類の公害が広範に存在している。したがって、講ずべき施策は多岐にわたり、そのいずれをも欠かすことはできない。しかしながら、最も効果的に当地域の公害を防止するためには、戦略目標を見定め、公共的な公害防止施設の整備にあたって産業、人口の集中する市街化区域に係る事業を優先するなど適切な優先順位を与えながら、国の施策と有機的な連けいを保ちつつ計画的にその対策を実施することがきわめて重要である。

このような考え方に立脚し、当地域においては、全体の公害防止対策のうちで次の項目に重点をおき、しかも、それぞれに関連する各種の施策を合理的に組み合わせ、全体として最良の結果をもたらすよう計画を策定するものとする。

この場合において、すでに環境が悪化している地域については、老朽工場の変換等による土地利用の再編成、土地利用の純化を図るための再開発事業の推進等を図り、あわせて緩衝緑地等の公共

空地の確保等、環境の改善に努め、とくに大阪市北西部等における工業地域内の住居、大阪市の東部、内陸部等における住居地域内の工場等を整理し、その跡地を公園、公共レクリエーション空地、住宅用地として整備するよう配慮するものとする。また、必要に応じ、公害による被害防止のため、文教施設の整備、児童生徒等の健康の保持増進のための施策を推進するものとする。

なお、大気汚染および水質汚濁については、その発生源が隣接する府県内にも存在するので、これら関係府県知事と協議して計画を策定するものとする。

(1) 大気汚染の固定発生源対策

当地域における固定の大気汚染発生源としては、電力、鉄鋼等の企業をはじめとする重化学工業等の大規模発生源のほか、ビル暖冷房ボイラー、中小企業の工場等の中小発生源がある。これら発生源による大気汚染状況は、既成工業地区においては、すでに高濃度を記録しており、また、堺、泉北地区でも汚染が進行しつつある。

これらの大気汚染の固定発生源については以下の施策を講ずるものとするが、大阪市西淀川地区が公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法の対象地域である現状にかんがみ、同地区に対して集中的に施策を講ずるものとする。

(ア) 立地等の規制

当地域が、大気汚染に関し地形および気象の条件が不利であることにかんがみ、汚染負荷量を低減するため、発生源の立地または増設等を規制するものとする。

(イ) 汚染負荷量の低減

大気汚染発生源における使用燃料の量と質、ばい煙発生施設の状況、今後における事業活動の動向等を調査のうえ、汚染負荷量の計量的な把握およびその将来値の科学的予測を行ない、当地域の大気を受容能力を勘案し、さらに燃料の低いおう化計画、脱硫技術の開発等に配慮しつつ、目標を達成すべき地域の汚染負荷量低減のため、次の施策を講ずるものとする。

大規模発生源については、低いおう燃料および原料の使用、排煙脱硫装置、ばいじん等の防除施設の設置の指導に努めるものとする。

中小発生源については、燃料の転換、共同の防除施設の設置、工場等の集団化等の指導に努めるものとする。なお、このような措置を進めるに当たり、中小企業者に対しては、資金の確保等について特別の配慮を払うものとする。

(ウ) 法規制の強化

これらの発生源の監視取締りを強化するなど法規制の徹底化に一層努めるものとする。

(エ) 集中暖冷房事業等の推進

ビル街区においては、低いおう燃料の使用、さらには燃焼によらない暖冷房施設の設置および集中暖冷房事業を積極的に推進し、大気汚染の防止と熱管理の合理化を図るものとする。

(2) 河川および海域の浄化対策

当地域においては、河川および海域の水質汚濁が著しく、しかも広範囲にわたっており、その対策は容易でないが、この河川および海域の汚濁は、数多くの人びとの生活に直接的間接的に影響を与えているだけでなく、大阪湾を中心とする自然環境を破壊しつつある現状にかんがみ、流域別の水質汚濁負荷量の計量的な把握およびその将来値の科学的予測を行ない、さらに流量等の基礎資料に基づいて水質の自浄能力を勘案し、以下の施策を合理的に組み合わせて総合的な浄化対策を樹立するものとする。

(ア) 排水等の規制

目標達成のため、規制基準の見直しを行ない適切な措置を講ずるとともに、事業者が設置する污水处理施設の設置の指導に努めるものとする。

とくに、当分の間下水道が整備されない地区にあつて汚水を生ずる中小工場等については、その集団化を促進し、汚水の共同処理施設の設置等の指導に努め、汚濁負荷量の低減を図るものとする。

なお、以上のような措置を進めるに当たり、中小企業者に対しては、資金の確保等について特別の配慮を払うものとする。

(イ) 下水道の整備およびしゅんせつの実施等

公害防止のための公共の公害防止施設と事業者自ら設置する污水处理施設との分担役割を明確にしたりえ、公共下水道、流域下水道、廃油処理施設等の公共の公害防止施設の整備およびしゅんせつの実施等の措置を促進するものとし、なお必要に応じ、下水の高度な処理を行なうものとし、また、河川がごみの不法投棄の場とならぬよう所要の措置を講ずるものとする。

(ウ) 土地利用および施設の設置の適正化等

住宅団地、工場等の無秩序な立地を調整する土地利用に関する規制措置の活用等を行なうものとする。

(エ) 河川流況の改善等

河川の水質の保全を期するため、必要に応じ浄化用水の導入を実施するなど河川の流況の改善を図るとともに、維持流量についても、河川の水質につき所要の配慮を払うものとする。

(3) 自動車交通に伴う公害の対策

自動車交通に伴う公害問題については、総合的な輸送体系および都市の再開発に関する計画においても配慮する必要があるが、当面の自動車交通に伴う公害が主として自動車の排出ガス、騒音等に起因することにかんがみ、自動車構造等の改善措置とあいつて、以下の施策を推進するものとする。

(ア) 交通規制等の強化

信号制御の高度化等交通管制システムを早急に整備するほか、速度規制、徐行規制等を行な

い、必要に応じ、車輛通行の禁止、制限を行なうものとする。

(4) 市街地等の改善

必要に応じ、交差点を含む地区の市街地形態の改造、道路構造の改善等を推進するものとする。

(4) 地盤沈下対策

当地域の地盤沈下は、大阪市内においては昭和35年および36年をピークとしてしだいに緩和し、近年にはほとんど停止するに至っているが、大東市、東大阪市においてはなお沈下が続いており、また、岸和田市、泉大津市等の臨海部においても地盤沈下が発生している。

地盤沈下は、下水の排除を困難にし、生活環境を悪化させるばかりでなく、ひとたび風水害や地震等の災害がおこれば高潮や海水の浸入等によって多大な人命と財産を失う危険をはらんでいる。しかも、沈下した土地を再び隆起させることは、事実上不可能に近い。

したがって、高潮対策等防災計画を進めるほか、本計画においては、同計画との整合性に配慮し次の施策を講ずるものとする。

地盤沈下だけでなく、広く地下水の量、水脈等に関する調査および地下水使用量の実態調査を総合的に実施し、地下水揚水の規制の強化、工業用水道および上水道への用水転換等を含めた総合的な地盤沈下対策を樹立するものとする。

(5) 一般、産業廃棄物の処理対策

人口の増大、産業の発展、消費生活の向上は、反面において廃棄物の増大をもたらし、しかも科学技術の革新により、廃棄物の質も変化し続けているので、このまま推移すれば、これらの廃棄物による公害が増大するなど都市生活や産業活動に重大な影響を及ぼすおそれがある。このような状況に対処するため、廃棄物処理についての規制を強化するとともに、人口、産業の集中する地域を中心に、これらの廃棄物の処理計画をすみやかに策定し、その処理体制の整備を推進するものとする。この場合、産業廃棄物については、事業者責任の原則に基づき、事業者が適正な処理を行なうよう指導するとともに、その再生利用について十分配慮するものとする。

(6) 大阪国際空港周辺の騒音対策

航空需要の増大に伴って、大阪国際空港に離着陸する航空機は大型化、ジェット化し、発着機数も増加の傾向を続けており、空港周辺の住民は、日常生活その他の面で騒音による影響をうけている。

この公害問題を解決するため、国の施策に協力して、周辺地域における環境保全のための計画をたて、その推進を図るものとする。

(7) 農用地等の土壌汚染対策

農用地等の土壌汚染対策としては、土壌汚染の状況について実態の把握に努めるとともに、汚染の著しい地域については、適切な対策を講ずるものとする。

6. 自然環境の保護

この基本方針に示された他の公害の防止に関する施策とあいまって公害の防止に資するよう緑地の保全等自然環境の保護について適切な対策を講ずるものとする。

7. 公害の監視測定体制の確立

公害の状況を正確には握し、適切な防止対策の策定および実施ならびにその効果の判定に資するため、公害の発生源および大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、土壌汚染等の公害状況、さらに気象その他の事象、地下水の水位および地盤高の変動について、有効かつ適切な監視測定体制を確立するものとする。この際、広域汚染問題に対処するため、環境測定および発生源対策について隣接府県との有機的な連携を図るものとする。

また、当地域に立地する企業から排出されるおそれのある特殊な有害物質を的確には握し、その汚染の推移を調査して被害発生の防止を図るとともに、自動排出ガス等による窒素酸化物、炭化水素およびこれより生ずる二次物質等についても汚染の状況の監視測定にとくに留意するものとする。

8. 協力体制の確保

本計画については、関係市町村はもとより地域住民や企業の協力が不可欠であるので、これら関係者に対し、計画の趣旨内容の普及徹底を図るなどにより、協力体制の確保に努めるものとする。

9. 諸計画との関係

本計画の策定にあたっては、当地域の開発、環境整備、水資源の利用、防災等に係る諸計画との整合性について配慮するものとするが、公害防止上とくに必要があるときは、これらの諸計画の改正を行ない全体として調和のとれたものとする。

別表1 環境基準ならびに目標値

項目	目 標 値	対象区域	備 考
大 気 汚 染	<p>次のいずれも満たすものとする。</p> <p>1 (1) 年間を通じて、1時間値が0.2ppm以下である時間が、総時間数に対し99%以上維持されること。</p> <p>(2) 年間を通じて、1時間値の1日平均値が0.05ppm以下である日数が、総日数に対し、70%以上維持されること。</p> <p>(3) 年間を通じて、1時間値が0.1ppm以下である時間が、総時間数に対し88%以上維持されること。</p> <p>2 年間を通じて、1時間値の年平均値が0.05ppmをこえないこと。</p> <p>3 いずれの地点においても、年間を通じて、大気汚染防止法に定める緊急時の措置を必要とする程度の汚染の日数が、総日数に対し、その3%をこえず、かつ、連続して3日以上続かないこと。</p>	<p>都市計画法（昭和43年法律第100号）上の工業専用地区、港湾法（昭和25年法律第218号）上の臨港地区および公有水面埋立法（大正10年法律第57号）上の工業のための地区以外の区域</p>	<p>昭和44年2月12日閣議決定のいおう酸化物に係る環境基準</p>
浮遊粒子状物質	<p>次のいずれも満たすものとする。</p> <p>1 連続する24時間における1時間値の平均値が、大気1立方メートルにつき、0.10ミリグラム以下であること。</p> <p>2. 1時間値が、大気1立方メートルにつき0.20ミリグラム以下であること。</p> <p>（「浮遊粒子状物質」とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。）</p>	<p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第8号に規定する工業専用地域以外の区域</p>	<p>昭和47年11月11日環境庁告示第1号の浮遊粒子状物質に係る環境基準 浮遊粒子状物質の測定は、浮遊粒子状物質に係る大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、標準粒子により校正された測定器により原則として地上3m以上10m未満の高さにおいて採気して行なうものとする。</p>

項目	項目	標 値	対 象 区 域	備 考		
大 気 汚 染	一 酸 化 炭 素	次のいずれも満たすものとする。 1 年間を通じて、連続する8時間における1時間値の平均は、20ppm以下であること。 2 年間を通じて、連続する24時間における1時間値の平均は、10ppm以下であること。	一般公衆が常時生活し、活動しているすべての地域および場所	昭和45年2月20日閣議決定の一酸化炭素に係る環境基準		
	悪 臭	大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度	いおり酸化物の対象区域に同じ			
水	人 の 健 康 保 護	項目	鉛	クロム(6価)	ヒ素	総水銀
		基準値	0.1ppm以下	0.05ppm以下	0.05ppm以下	検出されないこと
水	質	測定方法	規格39に掲げる方法	規格51.2に掲げる方法	規格48に掲げる方法	ジチゾン分光光度法
		測定方法	昭和43年7月29日経済企画庁告示第7号に規定するガスタフ法および薄層クロマトグラフ分離法	昭和43年7月29日経済企画庁告示第7号に規定するガスタフ法および薄層クロマトグラフ分離法	規格23に掲げる方法(ただし、メチルジメチルジエーテルは薄層クロマトグラフ分離法)	ジチゾン分光光度法
<p>昭和46年12月28日環境庁告示第59.60号の水質汚濁に係る環境基準</p> <p>1 基準値は、最高値とする。</p> <p>2 有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメチルピロリンをいう。</p> <p>3 「検出されないこと」とは、定量限界以下をいう。(以下、生活環境保全部において同じ。)</p> <p>なお、アルキル水銀の項目については、ガスタフ法および薄層クロマトグラフ分離法によるアルキル水銀を検出した場合以外の場合をいうものとする。</p>						

1. 河川(湖沼を除く)

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				値	
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	遊 酸 素 量 (DO)	存 在 量	大腸菌 群 数
AA	水道1級自然環境保全およびA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1ppm以下	25ppm以下	7.5ppm以上	50 M.P.N/ 100ml以下	
A	水道2級水産1級水浴およびB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2ppm以下	25ppm以下	7.5ppm以上	1,000 M.P.N/ 100ml以下	
B	水道3級水産2級およびC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3ppm以下	25ppm以下	5ppm以上	5,000 M.P.N/ 100ml以下	
C	水産3級工業用水1級およびD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5ppm以下	50ppm以下	5ppm以上	—	
D	工業用水2級農業用水およびE以下の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8ppm以下	100ppm以下	2ppm以上	—	
E	工業用水3級環境保全	6.0以上 8.5以下	10ppm以下	ごみ等の浮遊が認められないこと 規格10.2.1に掲げる方法	2ppm以上	—	
測定方法		規格8に掲げる方法	規格16に掲げる方法	規格10.2.1に掲げる方法	規格24に掲げる方法	最確数による定量法	

対象水域およびその水域が該当する水域類型は、別表2に示す。なお、別表2に示す水域以外の水域について環境基準の水域類型の指定は、当該水域および水域類型は別表2の対象水域および水域類型に追加されるものとする。

水質汚濁に係る環境基準
 1. 基準値は、日間平均値とする。
 (海域もこれに準ずる)
 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量、5ppm以上とする。
 3. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 4. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行なうもの
 水道2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行なうもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行なうもの
 5. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用ならびに水産2級および水産3級の水生生物用
 水産2級：サケ科魚類およびアユ等貧腐水域の水産生物用および水産3級の水生生物用
 水産3級：コイ、フナ等一中腐水性水生生物用

項目	項目	標準値	対象区域	備考																																						
				<p>6. 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行なうもの</p> <p>工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行なうもの</p> <p>工業用水3級：特殊の浄水操作を行なうもの</p> <p>7. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度</p>																																						
	2. 海域	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目 類型</th> <th rowspan="2">利用目的 の適応性</th> <th colspan="4">基準</th> <th colspan="2">標準値</th> </tr> <tr> <th>水素イオン濃度 (PH)</th> <th>化学的酸素要求量 (COD)</th> <th>溶解酸素量 (DO)</th> <th>大腸菌群</th> <th>菌数</th> <th>カンヘキサン抽出物質 (油分)等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>水産1級、水浴およびB以下の欄に掲げるもの</td> <td>7.8以上 8.3以下</td> <td>2ppm以下</td> <td>7.5ppm以上</td> <td>1,000MPN/100ml以下</td> <td>—</td> <td>検出されないこと</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>水産2級、工業用水およびCの欄に掲げるもの</td> <td>7.8以上 8.3以下</td> <td>3ppm以下</td> <td>5ppm以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>検出されないこと</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>環境保全</td> <td>7.0以上 8.3以下</td> <td>8ppm以下</td> <td>2ppm以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目 類型	利用目的 の適応性	基準				標準値		水素イオン濃度 (PH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶解酸素量 (DO)	大腸菌群	菌数	カンヘキサン抽出物質 (油分)等	A	水産1級、水浴およびB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2ppm以下	7.5ppm以上	1,000MPN/100ml以下	—	検出されないこと	B	水産2級、工業用水およびCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3ppm以下	5ppm以上	—	—	検出されないこと	C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8ppm以下	2ppm以上	—	—	—	同上	<p>1. 水産1級のうち生食用原料カキの養殖の利水点について、大腸菌群数7,700MPN/100ml以下とする。</p> <p>2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用および水産2級の水産生物用</p> <p>水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用</p> <p>3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度</p>
項目 類型	利用目的 の適応性	基準				標準値																																				
		水素イオン濃度 (PH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶解酸素量 (DO)	大腸菌群	菌数	カンヘキサン抽出物質 (油分)等																																			
A	水産1級、水浴およびB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2ppm以下	7.5ppm以上	1,000MPN/100ml以下	—	検出されないこと																																			
B	水産2級、工業用水およびCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3ppm以下	5ppm以上	—	—	検出されないこと																																			
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8ppm以下	2ppm以上	—	—	—																																			

測定方法	規格8に掲げる方法	規格13に掲げる方法(ただし、B類型の工業用水および水産物のうち、殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格24に掲げる方法	最確数による定量法	ローベキサン抽出法
------	-----------	--	------------	-----------	-----------

地域の類型および時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおとりとする。

地域の類型	時間の区分		
	昼間	朝夕	夜間
A A	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下	35ホン(A)以下
A	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下
B	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下道路に面する地域という。)については、目標値は上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおとりとする。

昭和46年5月25日閣議決定の騒音に係る環境基準

1(1) A Aをあてはめる地域は療養施設が集合して設置される地域などとして静穏を要する地域とすること。

(2) Aをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とすること。

(3) Bをあてはめる地域は相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。

環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和46年5月28日政令第159号)の規定に基づき都道府県知事が地域の区分ごとに指定する地域

騒音

音

項目	標 値	対象区域	備 考																							
	<table border="1" data-bbox="184 734 631 1574"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域の区分</th> <th colspan="3">時間の区分</th> </tr> <tr> <th>昼 間</th> <th>朝 夕</th> <th>夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A地域のうち2車線を有する道路に面する地域</td> <td>55ホン(A)以下</td> <td>50ホン(A)以下</td> <td>45ホン(A)以下</td> </tr> <tr> <td>A地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域</td> <td>60ホン(A)以下</td> <td>55ホン(A)以下</td> <td>50ホン(A)以下</td> </tr> <tr> <td>B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域</td> <td>65ホン(A)以下</td> <td>60ホン(A)以下</td> <td>55ホン(A)以下</td> </tr> <tr> <td>B地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域</td> <td>65ホン(A)以下</td> <td>65ホン(A)以下</td> <td>60ホン(A)以下</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="671 734 704 1574">本目標値は航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。</p>	地域の区分	時間の区分			昼 間	朝 夕	夜 間	A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下	A地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下	B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	B地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下		<p>2. 車線とは1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。</p> <p>3. 騒音の測定方法、計量単位および測定機器は次のとおりとする。 (1) 測定方法は、日本工業規格Z 8731に定める騒音レベル測定方法による。測定結果の評価については、原則として中央値を採用するものとする。 (2) 計量単位はホン(A)を用いる。 (3) 測定器は日本工業規格J 1502に定める指示騒音計もしくは国際電気標準会議のPub 179に定める精密騒音計またはこれらに相当する測定機器を用いる。</p> <p>4. 幹線道路に面する地域で、目標達成が著しく困難な地域については、本文4にかかわらず、可及的速やかに達成に努めるものとする。</p>
地域の区分	時間の区分																									
	昼 間	朝 夕	夜 間																							
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下																							
A地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下																							
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下																							
B地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下																							
地盤沈下	地盤沈下を進行させない。	全 域																								

別表2 対象水域及びその水域が該当する水域類型

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間	中 間 目 標
淀川下流(1) (京都府境から長柄堰まで)	B	ハ	0
淀川下流(2) (長柄堰より下流)	D	イ	
大 川 (全 域)	C	イ	
堂 島 川 (全 域)	D	イ	
土 佐 堀 川 (全 域)	E	ハ	2 0
安 治 川 (全 域)	E	イ	
道 頓 堀 川 (全 域)	E	ハ	1 5
尻 無 川 (全 域)	E	ロ	
木 津 川 (全 域)	E	ハ	2 0
住 吉 川 (全 域)	E	ハ	2 0
六 軒 家 川 (全 域)	E	ハ	2 0
正 蓮 寺 川 (全 域)	E	ロ	
木 津 川 運 河 (全 域)	E	ハ	2 0
十 三 間 堀 川 (全 域)	E	ハ	2 0
寝 屋 川 (全 域)	E	ハ	2 5
恩 知 川 (全 域)	E	ハ	2 5
安 威 川 上 流(1) (茨木取水口より上流)	A	イ	
安 威 川 下 流(1) (茨木取水口から戸伏まで)	B	ハ	C
安 威 川 下 流(2) (戸伏から大正川合流点まで)	D	ハ	E
安 威 川 下 流(3) (大正川合流点より下流)	E	ハ	2 5
猪 名 川 上 流 (箕面川合流点より上流)	B	ハ	C
猪 名 川 下 流 (箕面川合流点より下流)	E	ハ	3 5
神 崎 川 (安威川、猪名川を除く神崎川)	E	ハ	2 5
大 和 川 中 流 (奈良県境から浅香山まで)	C	ハ	E
大 和 川 下 流 (浅香山から下流)	D	ハ	E
石 川 (全 域)	B	ハ	C
大 阪 湾(1) (別記1の水域)	C	イ-	
大 阪 湾(2) (別記2の水域)	B	ロ	
大 阪 湾(3) (別記3の水域)	A	ハ	
大 阪 湾(4) (別記4の水域)	A	ロ	

- (注) 1. 該当類型は、環境基準の別表2の河川又は海域の表の類型を示す。
 2. 達成期間の分類は、次のとおりとする。

- (1) 「イ」は、直ちに達成
- (2) 「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成
- (3) 「ハ」は、5年を超える期間で可及的すみやかに達成

3 中間目標は、達成期間が「ハ」の場合におけるおおむね昭和50年における目標値を示し、アルファベットは環境基準の別表2の類型を、数字は生物化学的酸素要求量(単位水1リットルにつきミリグラム)をそれぞれ示す。

(別記)

- 1 兵庫県神戸港和田岬燈台と第1防波堤西端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤東端と同地点から東方13,900mの地点(北緯34度40分8秒、東経135度21分21秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南東1,600mの地点を結ぶ線、同地点と同地点から南方12,200mの地点(北緯34度33分0秒、東経135度23分2秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南南西11,300mの地点を結ぶ線、同地点と大阪府貝塚市脇の浜332番地の4の海岸堤防と同府貝塚港埋立護岸法線との交点を結ぶ線および陸岸により囲まれた海域であつて、兵庫運河(新川運河を含む。)に係る部分を除いたもの(大阪湾(1))
- 2 兵庫県神戸市妙法寺川河口右岸、同地点と同地点から南500mの地点を結ぶ線、同地点と同地点から東11,500mの地点を結ぶ線、同地点と同地点から南東方12,000mの地点(北緯34度32分30秒、東経135度20分44秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南南西9,300mの地点を結ぶ線および同地点と大阪府貝塚市近木川河口左岸を結ぶ線および陸岸により囲まれた海域であつて、兵庫運河(新川運河を含む。)および大阪湾(1)に係る部分を除いたもの(大阪湾(2))
- 3 兵庫県神戸市妙法寺川河口右岸、同地点と同地点から南500mの地点を結ぶ線、同地点と同地点から東5,700mの地点を結ぶ線、同地点と同地点から南東方12,600mの地点(北緯34度32分42秒、東経135度16分54秒)を結ぶ線、同地点と大阪府泉南郡南海町男里川河口左岸を結ぶ線および陸岸により囲まれた海域であつて、兵庫運河(新川運河を含む。)大阪湾(1)および同湾(2)に係る部分を除いたもの(大阪湾(3))
- 4 兵庫県神戸市塩里川河口右岸、同地点と同地点から南東方14,000mの地点(北緯34度32分54秒、東経135度12分10秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南方11,500mの地点(北緯34度26分48秒、東経135度13分32秒)を結ぶ線、同地点と大阪府泉南郡岬町淡路5,893番地の2の地点を結ぶ線および陸岸により囲まれた海域であつて、兵庫運河(新川運河を含む。)、大阪湾(1)、同湾(2)、同湾(3)、尾崎港および淡路港に係る部分を除いたもの(大阪湾(4))

2 西淀川区大気汚染緊急対策大綱

昭和45年6月策定

I はじめに

西淀川区は、市の北西部に位置し、西は尼崎市の工業地帯に接している。

面積は11.16㎢(市域の5.5%)、人口は112,500人(全市の3.7%)で、この区は古くから工業が盛んで、生産事業場数は794(西淀川工業協会加盟工場)あり、その60%は小企業である。しかし、臨海部には、鉄鋼、化学などの大企業があり、製造品出荷額は2,080億円(全市の7.9%)で、22区中4番目になっている。

つぎに、区の重油使用量は、約14万㎢(全市の7.6%)であり、業種別では、鉄鋼業が53.8%、化学工業が13.4%を占め、他業種の占める割合は低い。

また、この区は位置的条件からみて、年間を通じて、北東及び西の風が強く、特に冬季には、西寄りの季節風が卓越する。このため、大気汚染の面で、区内でのいおう酸化物に排出による影響はもとより、隣接市の尼崎市からの影響もかなりのものと推察される。

そこで、これに対処すべく、昭和40年12月の大阪市公害対策審議会の答申にもとづき、西部臨海工業地帯を「大気汚染特別地区」と定め、とくに西淀川区を重点的に対策を推し進めることになった。

そして、昭和41年度から、精密汚染調査を開始し、発生源と環境濃度との因果関係の究明を進めるとともに、審議会の中に、地元代表を入れた特別地区対策専門部会を発足させた。

昭和43年1月から3ヶ月間、発生源調査を総合的に実施するほか、専門部会で種々検討を重ねるとともに、尼崎市と公害行政連絡会を43年8月に発足させ、相互の公害関係資料の交換、共同汚染調査等を実施し、広域的な公害対策をすすめている。

しかし、区の大気汚染および人体影響の実態から、昭和44年12月、川崎市、四日市市の一部とともに公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法にもとづき地域指定を受けた。従って、この汚名を返上すべく、いおう酸化物濃度を低減し、環境整備をはかるための緊急の対策が必要となった。

II 公害の現状

II-1 大気汚染

1. いおう酸化物濃度

区内のほぼ中央部に位置する淀中モニタリングステーションでは、昭和43年8月から電気伝導度法による連続測定を行っており、(昭和39年12月～43年7月までは大和田小学校)昭和44年度の測定結果では、年平均0.083ppmと全市平均(市内11カ所)0.064ppmを大きく上

まわっている。また、環境基準との比較を行なうと全項目とも不適合となる。(表1)

表1 西淀川区におけるいおう酸化物濃度の環境基準との比較

昭和44年度(淀中学校モニタリングステーション測定結果)

測定点	環境基準	1時間値 0.2 ppm 以下の時間数	1日平均値 0.05 ppm 以下の日数	1時間値 0.1 ppm 以下 時間数	年平均値 ppm
		総時間数	総日数	総時間数	
		99%以上 であること	70%以上 であること	88%以上 であること	0.05 ppmを こえないこと
西淀川区		95.7	24.9	75.3	0.083
全市平均		97.4	44.3	84.3	0.064

昭和42年から区内10カ所で行なっている二酸化鉛法による測定結果では、3年間を通じて9カ所が $2\text{mg/day}/100\text{cm}^3\text{PbO}_2$ 以上を示し、4カ所が 3mg 以上となって、区内平均値を全市平均(33カ所)と比較すると、昭和42年1.78倍、昭和43年1.60倍、44年1.73倍となる。(表2)

つきに隣接する尼崎市と西淀川区との汚染濃度分布をみると、西淀川区の佃地区から尼崎市の大物以南にかけて、 4mg の著しい高濃度が出現し、尼崎市臨海部から西淀川全域にわたる広範囲に高い値(3~ 3.5mg)を示していることから、尼崎市南部と西淀川区は一連の高濃度汚染地域を形成していることがわかる。

また、昭和41年11月から区内の詳細な汚染分布状況を把握するため行なっているアルカリろ紙法による調査結果では、鉄鋼、化学工場の大発生源が存在する大野町附近で $4\text{mg/day}/100\text{cm}^3$ 、福、西島、大和田、佃附近および御幣島附近で 3mg とこれに続いている。このように、区全体で2~ 2.5mg と高濃度汚染のなかで、南西象限はきわめて高い汚染を示している。(図1)

ばいじん濃度

デジタル粉じん計による浮遊ばいじん量の昭和44年の測定結果では、年平均 $0.197\text{mg}/\text{m}^3$ と市内平均 $0.209\text{mg}/\text{m}^3$ よりわずかに少なく、米国式ダストジャーによる降下ばいじん量は、大正区、此花区よりも少なく、市内平均値よりやや下まわる値を示している。(表3)

表2 西淀川区におけるいおり酸化物濃度の経年変化(二酸化鉛法による)

昭和42年～44年

単位: $\text{SO}_3 \text{ mg/day} / 100 \text{ cm}^3 \text{ PbO}_2$

測定点 \ 年別	昭和42年	昭和43年	昭和44年
西淀川区役所	3.39 (0.12)	3.69 (0.13)	3.38 (0.12)
川北小学校	2.99 (0.10)	2.99 (0.10)	2.96 (0.10)
淀中学校	— (—)	2.98 (0.10)	3.01 (0.11)
福小学校	3.65 (0.13)	4.03 (0.14)	3.54 (0.12)
姫島病院	0.95 (0.03)	1.77 (0.06)	1.72 (0.06)
日本ハム	2.87 (0.10)	2.43 (0.09)	2.18 (0.08)
佃小学校	4.08 (0.14)	3.57 (0.12)	3.72 (0.13)
歌島中学校	4.34 (0.15)	3.83 (0.13)	3.15 (0.11)
淀商高	3.18 (0.11)	2.67 (0.09)	2.54 (0.09)
香篔小学校	3.19 (0.11)	2.79 (0.10)	3.10 (0.11)
区内平均値	3.18 (0.11)	3.08 (0.11)	2.93 (0.10)
市内(33地点)平均値	1.78 (0.06)	1.92 (0.07)	1.69 (0.06)

注) 表中()の数字は1mgを0.035ppmとして、ppm単位に換算したものである。

表3 西淀川区内における降下ばいじん量の経年変化

昭和36年～44年

単位: $\text{ton/km}^2/\text{month}$

測定法 \ 年別	昭和36年	37年	38年	39年	40年	41年	42年	43年	44年
西淀川区	16.55	15.36	16.98	14.45	10.82	9.98	6.65	9.75	13.55
市内平均	17.81	14.91	14.58	12.28	11.46	11.24	12.34	12.14	13.44

注) 昭和42年以前の値はダストジャー法に換算したものである。

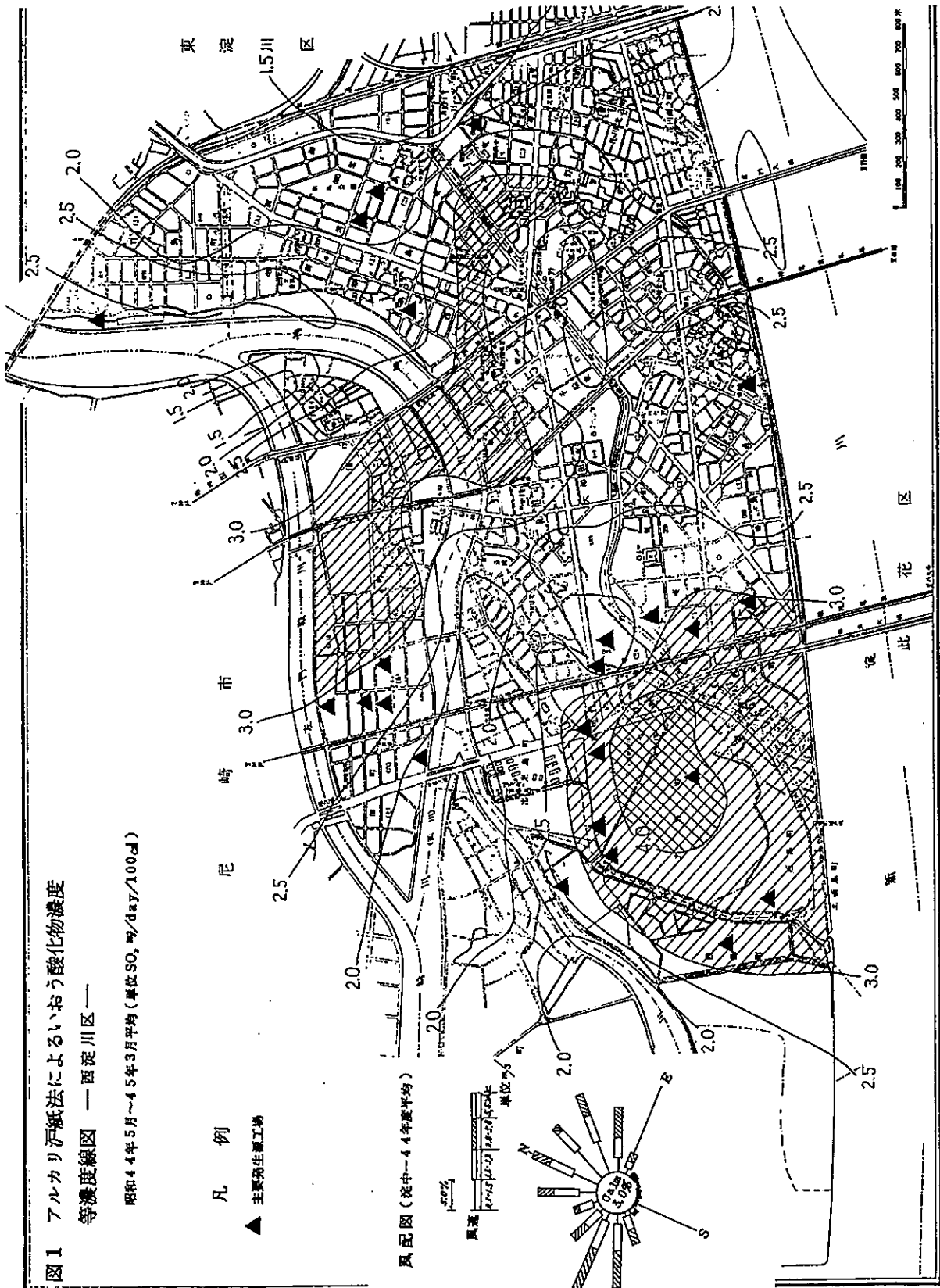
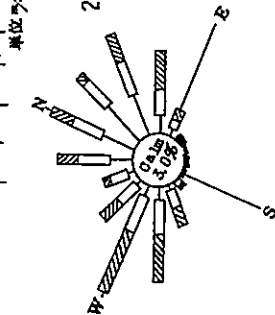
图1 アルカリリノ紙法によるいおう酸化物濃度
等濃度線図 — 西淀川区 —

昭和44年5月~45年3月平均 (単位SO₂ ㎍/day/100d)

凡例
▲ 主要発生源工場

風況図 (淀中~4年歴平均)

風速



汚染の要因

汚染の要因として、区の地勢、気象、発生源の状態等種々考えられるが、特に汚染物排出量と関係の深い重油使用量は、全市の約7.6%にすぎないが、鉄鋼、化学工業だけで区内の67.2%を占めている。(表4)

表4 西淀川区の燃料使用量

昭和42年度

燃料種別		使用量	備考
重油	A	2,737.8 <i>kl</i>	鉄鋼業 7,467.3 <i>kl</i> (53.8%) 化学工業 1,868.3 <i>kl</i> (13.4%) (全市使用量 1,836,131.3 <i>kl</i>)
	B	6,527.0 <i>kl</i>	
	C	6,429.3 <i>kl</i>	
	L・S・C	6,833.0 <i>kl</i>	
	計	13,913.4 <i>kl</i>	
石炭	1,350.6 <i>ton</i>	(全市使用量 1,588,033.5 <i>ton</i>)	

また、この業種のうち、硫酸製造、硫化鉍から起因するいおう酸化物の排出が多く、一層深刻なものとなっている。

一方、隣接する尼崎市の燃料使用量は、西淀川区の10倍以上であり、その大半が臨海部にある火力発電所など大発生源で使用され、西淀川区への影響はかなり大きいものと考えられる。(表5)

表5 尼崎市の燃料使用量

昭和43年現在

燃料種別	使用量	備考
重油	1,389,617.0 <i>kl</i>	火力発電所 715,575.0 <i>kl</i> (51.5%)
石炭	1,036,164.0 <i>ton</i>	火力発電所 991,146.0 <i>ton</i> (95.6%)

大気汚染による被害

大気汚染のもたらす被害は、人体への影響をはじめ、いろいろな方面にわたっている。

昭和40年から3カ年にわたる経済被害調査結果では、西淀川区は家計、企業をあわせ、年間約12億円の被害があり、家計への被害では1世帯当り全市平均14,000円に対し、西淀川区は31,000円、企業への被害では、1企業当り全市平均21,000円に対し、西淀川区では78,000円となっている。

また、人体影響調査として昭和44年7月に発表された近畿地方大気汚染調査連絡会のばい煙等影響調査結果による慢性気管支炎の有症者率は、西淀川区は8.9%を示し、此花区の5.2%よりかなり高く、府下の田園地区(2%以下)の4.5倍に達している。

このような汚染の状況、人体への影響からはじめに述べたごとく、被害者救済法の地域指定を受け、西淀川区の被害者認定者数は、昭和45年6月8日現在653人(審査数657人)である。(表6.7)

表6 公害被害者認定審査状況

(45年6月8日現在)

受付申請数	705人
審査数	657人
認定可	653人
認定否	3人
要再診	0人
保留	1人

表7 公害被害者認定者の疾病別、性別内訳

(46年6月8日現在)

疾病名	性・年齢 計	男				女			
		3才未満	3才～ 12才	12才～ 39才	40才 以上	2才未満	3才～ 12才	12才～ 39才	40才 以上
慢性気管支炎	239	5	20	8	84	8	9	17	88
気管支ぜん息	209	6	38	25	49	1	15	13	62
ぜん息性気管支炎	222	51	61	3	16	35	28	9	19
肺気しゅ	12	—	—	—	11	—	—	—	1
続発症	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	682	62	119	36	160	44	52	39	170

註) 裏中の数は、同一人で2種類以上の疾病を併発した場合もそれぞれの疾病別認定者とする。

Ⅱ-2 水質汚濁

西淀川区内河川の汚濁状況を毎年1回の定期定点水質調査からみれば、昭和44年度の結果では新淀川を除いて各河川とも汚濁が非常に進行している。とくに、区内中央を流れる大野川の汚濁がひどく、区民への与える影響は大きいといえよう。(表8)

表8 西淀川区内河川水質汚濁状況

(昭和44年度年平均)

河川名(測定点)	透視度	B O D	汚素消費量	浮遊物
左門殿川(辰巳橋)	6.8	34.9ppm	20.6ppm	40ppm
神崎川(千船橋)	8.2	20.7	15.6	27
大野川(大野川大橋)	6.2	80.5	78.6	57
新淀川(伝法大橋)	20.7以上	4.1	3.3	11以下

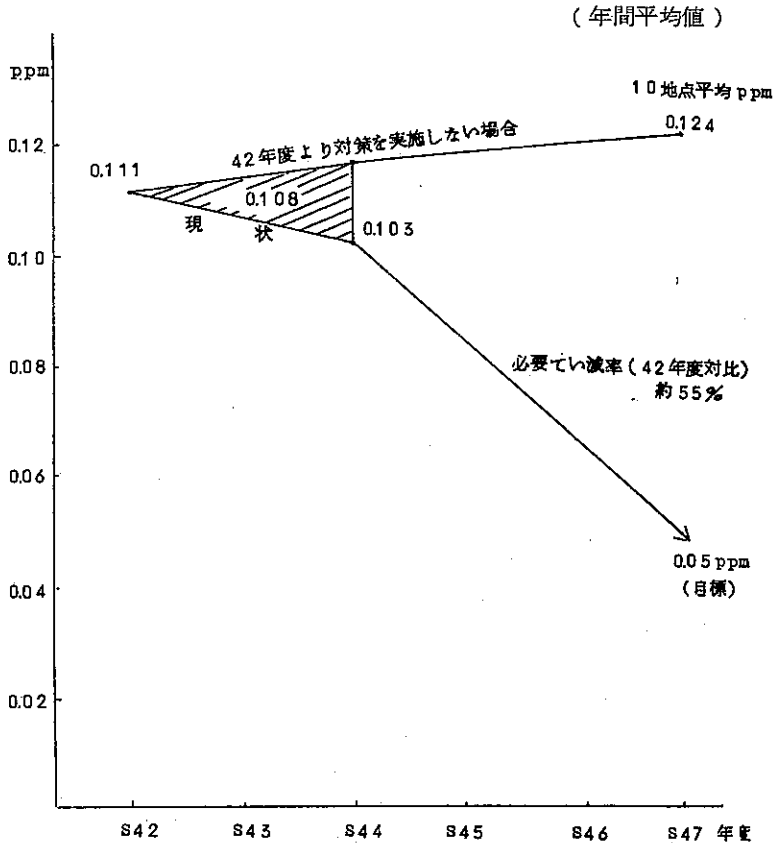
Ⅲ 指定地域解除のための対策

Ⅲ-1 いおう酸化物濃度の将来予測

西淀川区における大気汚染現状は、先にのべた通りであるが、将来における製造品出荷額等ののび等を勘案すれば、大気汚染濃度は、現状よりもますます悪化し、昭和47年度における西淀川区の年間平均値は、約0.12ppmを上まわるものと推定される。〔市内10地点平均(PbO₂法)をppmに換算〕

本市では、昭和41年度から西淀川区に対し種々の指導を実施してきた結果、昭和44年度においては、42年度から汚染濃度は若干てい減している。しかし、環境基準達成のためには、今までより更に強力な対策をおし進める必要がある。(図2)

図2 西淀川区におけるいおう酸化物濃度の推定



Ⅲ-2 対策の目標

西淀川区を被害者救済法の指定地域から解除するには、まず、いおう酸化物濃度を環境基準値以下にしてい減させることが必要であり、このことを基礎に対策の目標を設定しなければならない。

(表9)

表9 対策の目標

い お う 酸 化 物	1時間値 0.2 p p m 以下の時間数	年間総時間数の 99.0%以上
	1日平均値 0.05 p p m 以下の日数	年間総日数の 70.0%以上
	1時間値 0.1 p p m 以下の時間数	年間総時間数の 88.0%以上
	1時間値の年平均値	0.05 p p m 以下

そのためには、昭和46年度末において、西淀川区に影響をおよぼすいおう酸化物排出量を、昭和42年度対比で55%以上でい減させる必要がある。

Ⅲ-3 実施計画

大阪市では先に述べたとおり西淀川区を、特別対策地区として、対策を進めてきたが、今回被害者救済法の地域指定を受けたことに対し、大いに反省をするとともに決意を新たにして、早急に地域指定を解除するため、総力をあげて努力することとし、具体的に次の発生源対策をすすめる。

1. 低いおう燃料の供給

西淀川区においては、低いおう燃料の供給が他の地域よりも、容易に確保できる体制を作り、区内の主なばい煙発生施設は、昭和46年度中に低いおう燃料(工場は5分1.7%以下、ビル暖房1.0%以下)を使用するよう強力な指導を進める。そのためにも、低いおう燃料の円滑な供給が早期におこなわれるよう、低いおう燃料確保のための諸施策を国へ要望する。

2. 発生源立入指導の強化

発生源対策として、大阪市では、いままで西淀川区の工場に対し、種々の指導を進めてきたが、現在までに、約13社は、除害設備の設置をおわり、これらの工場からは、ばい煙等有害ガスの公害はほとんど解決された。

しかしながら区内には、大気汚染として問題のある工場が約170社あり、その他、大気汚染を発生すると推定される中小工場約570社が存在している。

したがって、本市としては、ブルースカイ計画第1号、第2号、第3号に従って、指導をおこなうとともに、さらに発生源対策を強力に推進するため、昭和45年7月から、西淀川区対策専従の特別機動班(3班10名)を設ける。

なお、機動班は、主として汚染工場の実態把握と、それにもとづく改善指導にあたる。そのた

めに、西淀川区における公害防止設備資金の融資枠を大巾にひろげる。

3. 環境監視体制の強化

区内における大気汚染状況を適確に把握し、有効適切な汚染源指導をおこなうため、次のとおり環境監視体制の強化を行なう。

(1) 大気汚染常時観測網の整備充実

現在2地点で観測しているが、地域的なかたよりのため、4地点(内1カ所は風向風速)増設し、計5地点でいおう酸化物濃度の常時監視をおこなう。なお、粉じん濃度の測定点を1地点増設する。

(2) アルカリろ紙法による汚染濃度の測定

区内を400mメッシュに区切り、約50地点でいおう酸化物、窒素酸化物を測定し、発生源と汚染濃度の因果関係を究明する。

(3) 尼崎市との協同観測

上記アルカリろ紙法により、尼崎市内でも測定すると同時に、いおう酸化物自動測定器を用いて、大阪市と尼崎市との相互影響を調査する。

(4) 汚染寄与率の推定に基づく具体的減目標の設定とその技術的検証

昨年度、西淀川区において、中小汚染源拡散調査を実施したが、この結果を利用して、全般的な汚染寄与率の設定と、それに基づく減計画を設定する。また、工場への立入指導の結果と汚染濃度の測定結果から、汚染寄与率を推定し、必要に応じ、減計画の修正をおこなう。

4. 工場の適正配置

(1) 工場跡地の買収

大気汚染防止対策として、公害を発生している工場の移転をはかることは、局地的な高濃度汚染を解消するために、きわめて有効であると考えられる。

現在、区内には、大気汚染関係の要移転工場が14工場(敷地面積約47,000㎡)あり、これを昭和45年度に6工場、昭和46年度に8工場を移転せしめるものとする。その他、騒音等の公害で移転を要する工場3工場(敷地面積約3,000㎡)があり、これらもあわせて移転せしめる計画ている。

買上げ工場の移転用地については、大阪府をはじめ関係の公共団体等に協力をもとめることは勿論であるが、対象工場を短期間のうちに移転せしめるためには、市有地を利用していくことも考えなければならない。

買上げ後の跡地は、公園緑地、道路或は換地用地等の公共用地及び住宅、民生、衛生関係等各種公共施設用地として使用し、公害の除去をはかるとともに、環境の整備を促進し、土地利用の純化、市街地の再開発を行なってゆくものとする。

(2) 外島地区における公害対策

外島地区は西淀川区中島町の西に隣接する埋立地で、その面積は昭和45年度を目標に約137万3千平方メートルが完成する。昭和45年4月末現在の予定企業数は29社で、その詳細については不明であるが、特に広域的な大気汚染源となる企業の進出については、立地条件からみて防止しなければならない。

このため、次のような対策を行なう。

- ア) 原則として、広域公害型企業に対し、立地を制限する。
- イ) 緩衝地帯を十分に考慮する。公園、グリーンベルトを外島地区の間に挿入する。
- ウ) 公害防止施設を完備させる。
- エ) 積極的に対策をすすめるために、必要な事前調査を行なう。

IV 環境整備対策

1. 都市公害対策としての緑化促進

都市内に大量の樹木群を供給することは、各種の都市公害の軽減又は防止に極めて効果的な手段であるので、西淀川区の都市公害対策として次のような緑化事業をおこなう。(図3)

(1) 緩衝緑地帯の造成

大野川の埋立地を利用して延長5.5km、巾員13m~40mの緑地帯を造成し、公害に強い上木常緑広葉樹を密植し、防護とあわせて都市環境を整備する。

路線名	延長	樹種名	上木	下木
大野川筋	5.5 km	クス、タイホンボク、モチ、スダジイ、 ゲッケイジュ、マテバシイ、 クロガネモチ、ヤブツバキ等	7,500 本	0 本

(2) 遮断緑地の造成

工場と住居を遮断するため、都市計画中島公園(6.4 ha)ほか2公園に防護林を造成する。

公園名	面積	上木	下木
中島	64,409 m ²	5,000 本	10,000 本
大和田	5,262 m ²	260 本	600 本
西淀	34,338 m ²	1,000 本	2,000 本
計	104,009 m ²	6,260 本	12,600 本

2. 大野川筋埋立による施設工事

大野川筋は神崎川と淀川を結ぶ河川(大野川、中島大水道、阪北水路)延長約6.2kmからなり西淀川区の中心部を横断し、水利並びに舟運に寄与してきた。

しかしながら、産業経済の発展にともない、地盤沈下と河水の汚濁のため、河川本来の機能を失いつつある。また阪神高速道路の建設により、河水の停滞は著しさを増してきた。このためこの3河川を埋め立てて、道路、緑地等に転用し区内の環境整備をはかる。(図3)

(1) 土地利用計画

ア) 全線にわたり2~4車線道路を築造するとともに交叉点改良を行ない、都市交通対策とする。

イ) 残余の土地については最大巾40mの緑地を形成し、環境の整備をはかる。

ウ) 全線にわたり下水道幹線を建設し、大野下水処理場に接続し、浸水解除と水洗化をはかる。

(2) 事業年度

下水道幹線は昭和45年度内に完成。(昭和41年度より継続実施)、埋立は昭和45年度より着工し、2~3年にて完了を目標とする。道路、緑地は埋立完了区間より逐次実施することとする。

3. 下水道整備

区内を流れる神崎川およびその支派川の水質汚濁は、沿川市民の生活環境に与える影響が大きく、そのため次の汚濁対策をおこなう。

(1) 下水道整備事業の促進、とくに大野処理場、十八条処理場の高級処理化をはかる。

(2) 下水道整備により、河川へ放流する工場の汚染物排出のてい減をはかる。

4. 学校等の整備

西淀川区内の児童、生徒が良好な教育環境で過ごせるよう次の事業をおこなう。

(1) 小学校、中学校、高等学校、幼稚園の全教室に空気清浄器を設置する。また保育所等にも設置する。

(2) 校庭の緑化

校庭、園庭に植樹をおこない緑化を促進する。




(3) 保健対策

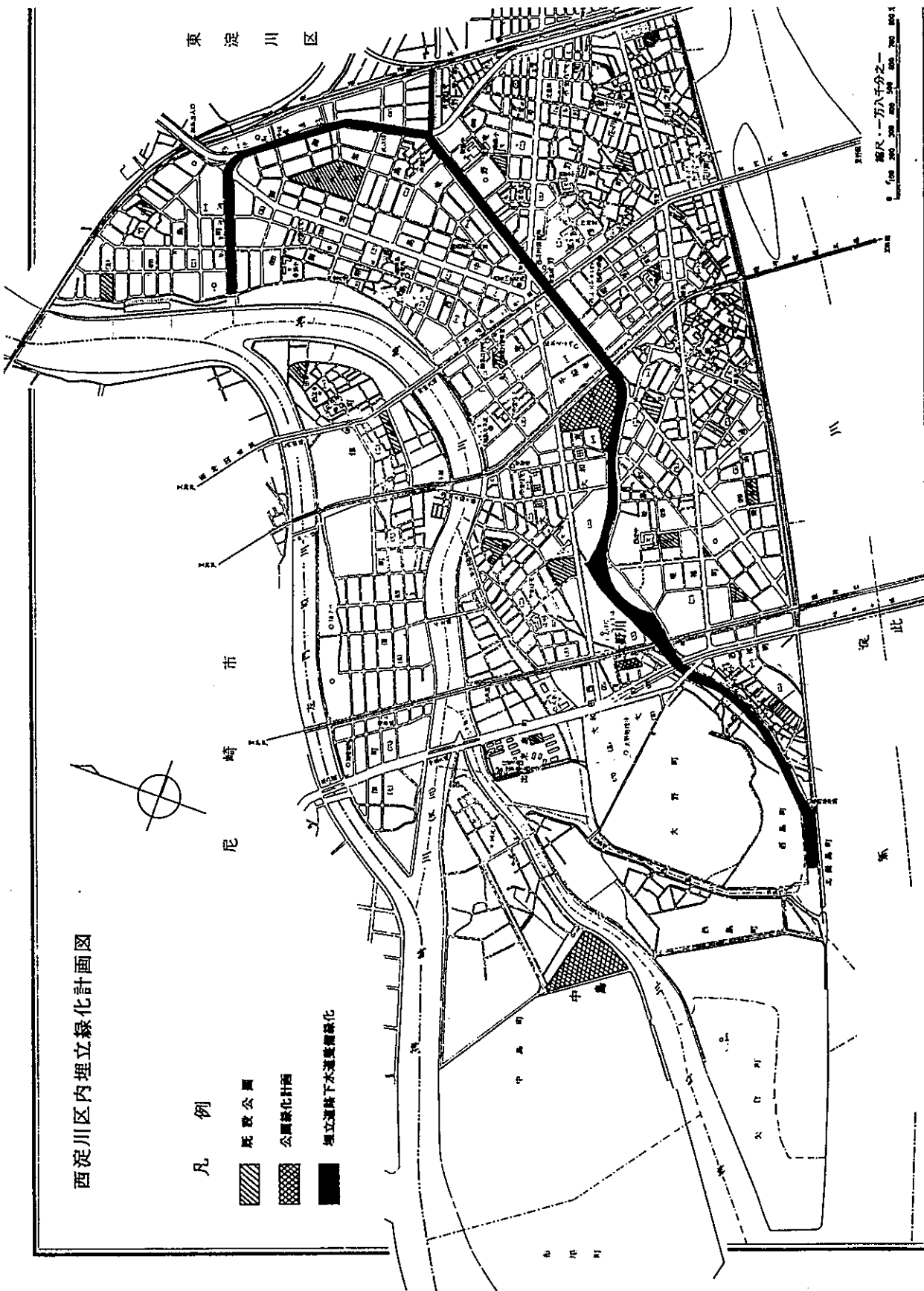
うがい溶液と容器の配布をおこない、児童生徒のうがい励行をさせるとともに、耳鼻咽喉科専門検診を実施する。



西淀川区内埋立緑化計画図

凡例

-  既設公園
-  公園緑化計画
-  埋立道跡下水道管線緑化



縮尺 一万分の二
1:25,000



V 関係機関に対する要望

1. 国に対する要望

- (1) 低いおう燃料の早期供給
- (2) 排出基準の強化
- (3) 公害防止設備に対する技術的援助ならびは融資助成
- (4) 工場移転に対する指導と財政援助
- (5) 公害担当職員の人件費補助の大巾増加と、測定車、測定機器購入費の大巾補助の実施
- (6) 環境整備のための、埋立、道路築造、下水道整備、緑化事業、学校等整備事業に対する大巾な財政援助

2. 大阪府に対する要望

- (1) 低いおう燃料の早期供給のための国への要望
- (2) 本市の行政指導に対する全面的な協力
(府における発生源対策の強化と、公害融資の50%の負担)
- (3) 工場移転について、移転先の斡旋と、本市への資金援助

3. 尼崎市に対する協力要請

- (1) 低いおう燃料の早期供給のための国への要望
- (2) 公害発生源工場に対する指導強化
- (3) 大阪尼崎協同調査の全面的な協力

VI 西淀川区大気汚染緊急対策推進会議（仮称）の設置

本対策を強力に推進するためには、数多くの問題点があり、実施の困難性が予想されるので、市長を長とする「西淀川区大気汚染緊急対策推進会議（仮称）」を設置する。

3 クリーンエアランプ(大気汚染防止計画基本構想)

(昭和46年8月)

ま え が き

大阪は、わが国の産業経済の中核として古くから発展を続けてきた大都市地域で、技術革新を伴う産業経済の急速な進展、無秩序な土地の利用と社会資本の整備のおくれ等により、経済活動の結果、汚染負荷量が大気を受容能力を超えており、公害は質、量ともに拡大し、複雑かつ深刻に進展している。

本市では、公害対策に戦前より努力してきており、現在特別地区対策として、西淀川区大気汚染緊急対策及び此花区特別対策などを進めてきているが、現在大気汚染の現状は、なお多くの課題を残しており、また、このたび公害関係法令の整備に伴い規制権限の委譲の実現と本市公害行政の一元化を機に、抜本的な対策を講ずべきときに至っているといえる。

そこで、いおう酸化物、浮遊粉じん及びその他の有害物質をもうらした大気汚染物質を制御して市民の生活環境を守り、本市を機能的で、かつ、うるおいのある調和のとれた都市とするため、ここに大気汚染防止計画基本構想を確立するものである。

なお、昭和46年5月大阪地域に係る公害防止計画策定の基本方針が示され、現在策定作業を進めつつあるので、本基本構想の推進にあたっては、大阪地域公害防止計画と十分調和を図るものとする。

I 汚 染 状 況

1 いおう酸化物

1) pbo_2 法

昭和43年以降は、大気汚染防止法の整備につれ、全市的に漸次減少を示しているが、昭和45年の平均の等濃度曲線汚染分布からみると、西部臨海の西淀川、此花及び木津川周辺地域並びに中部ビル密集地域においてもかなりの減少を見ているものの、なお昭和45年の平均濃度の分布から見るとそれぞれ、4地域にわたって、 $3.0 \text{ mg/day}/100 \text{ cm}^2 \sim 2.0 \text{ mg/day}/100 \text{ cm}^2$ と高い値を示している。

(図1, 2)

2) 導電率法

市内11カ所のモニタリングステーションにおいて測定したデータの経年変化からみると、漸次減少の傾向を示しているが、国において定めたいおう酸化物の環境基準をいずれの測定点においても満足しておらず、今後さらに強力ないおう酸化物のてい減が必要である。(図3)

2 浮遊粒子状物質

大阪市内の浮遊粒子状物質量は、昭和42年度から比較して昭和45年度にかけて減少の傾向をたどり昭和45年度においては、昭和42年度の状態に比しほとんど半減しており、浮遊粒子状物質防止対策の効果をあげつゝあるが、昭和45年度の汚染状況を見ると、西成 $172 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、住吉 $156 \mu\text{g}/\text{m}^3$ とかなり高い値を示している。これは、木津川周辺工業地域及び大和川以南の堺臨海工業地域等の影響によるものと推定される。(表1)

3 降下ばいじん

降下ばいじんは、不溶性物質と溶解性物質よりなり、大部分は固体燃料の燃焼などによって生ずるものであるが、昭和45年の濃度分布で示すとおり地域的には大きな差異がみられる。

大正区、此花区、西淀川区など局地的に高値を示しており、また旭区、東住吉区、東淀川区(A)では低い値を示している。また経年変化をみても、昭和36年をピークに工業地区における減少傾向が多分に顕著であり、燃料転換及び除じん装置の設置が大きく寄与していることが調査の結果、明らかとなっている。(図4, 5)

4 一酸化炭素

環境基準の定められている一酸化炭素の汚染状況を、3カ所の自動車排出ガスモニタリングステーションについてみれば、いずれも環境基準を満たさない日がある。とくに、梅田新道のステーションでは、汚染は漸増の傾向にあり、環境基準を越える日数は年20日前後を数える。(図6, 7)

大阪府下
 (参考) 石炭、重油の消費(販売)量の推移表

単位:石炭1,000 ton
 重油1,000 Kl

大阪府下

(参考) 石炭、重油の消費(販売)量の推移表

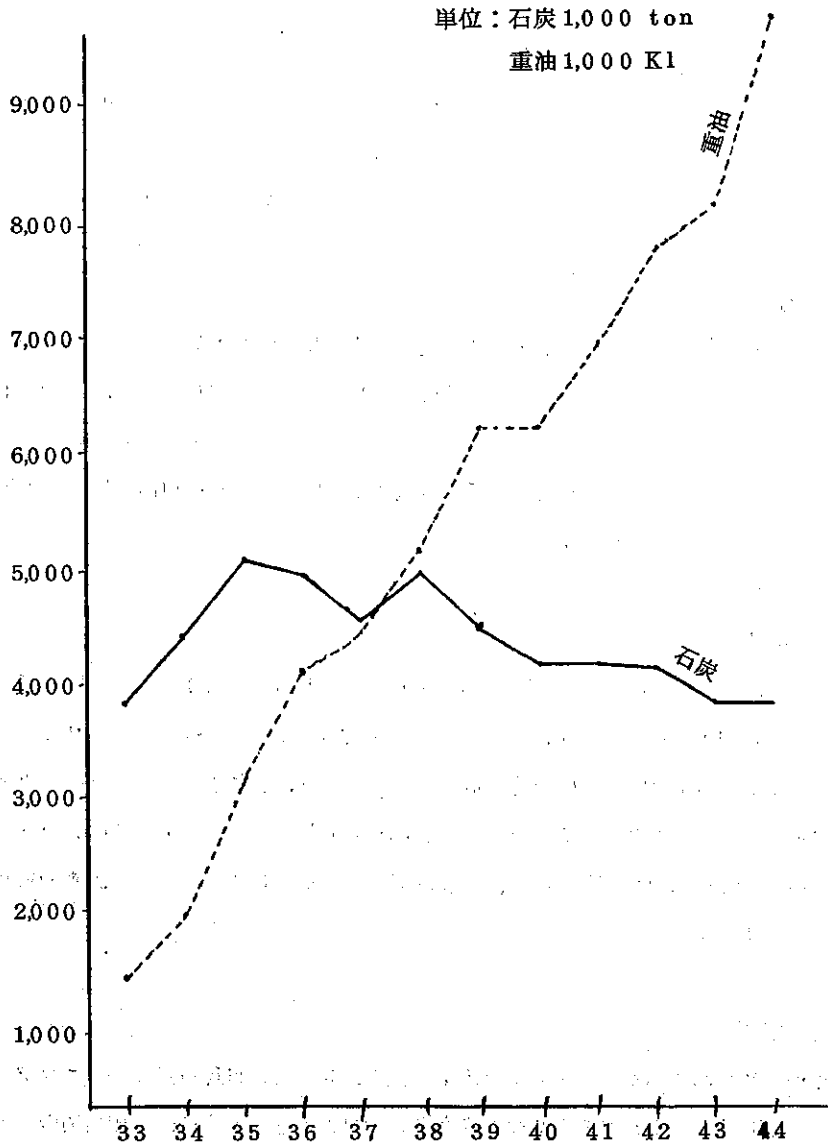
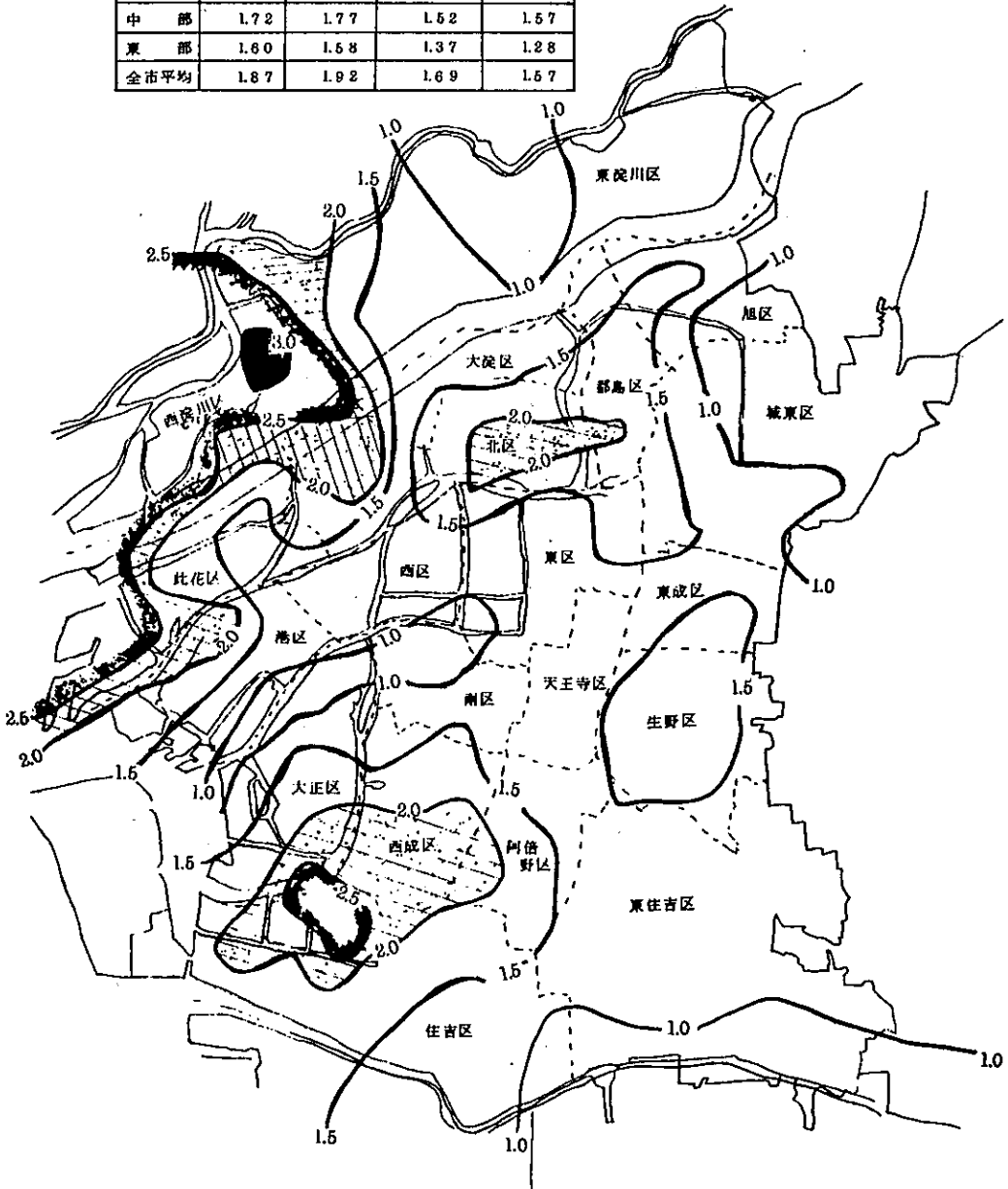


図1 昭和45年(1月~12月)
いかり酸化物等濃度曲線図

地区別いかり酸化物濃度平均値 SO_2 mg/day/100cm² Pb₀₁

地区	年	42	43	44	45
西部		2.37	2.39	2.20	1.87
中部		1.72	1.77	1.52	1.57
東部		1.80	1.58	1.37	1.28
全市平均		1.87	1.92	1.69	1.57



注1. 昭和43年を最高にしてその後は減少傾向に入った。
注2. 高濃度地域も昭和43年以後減少してきた。

図2 昭和44年(1月~12月)
いおう酸化物等濃度曲線図

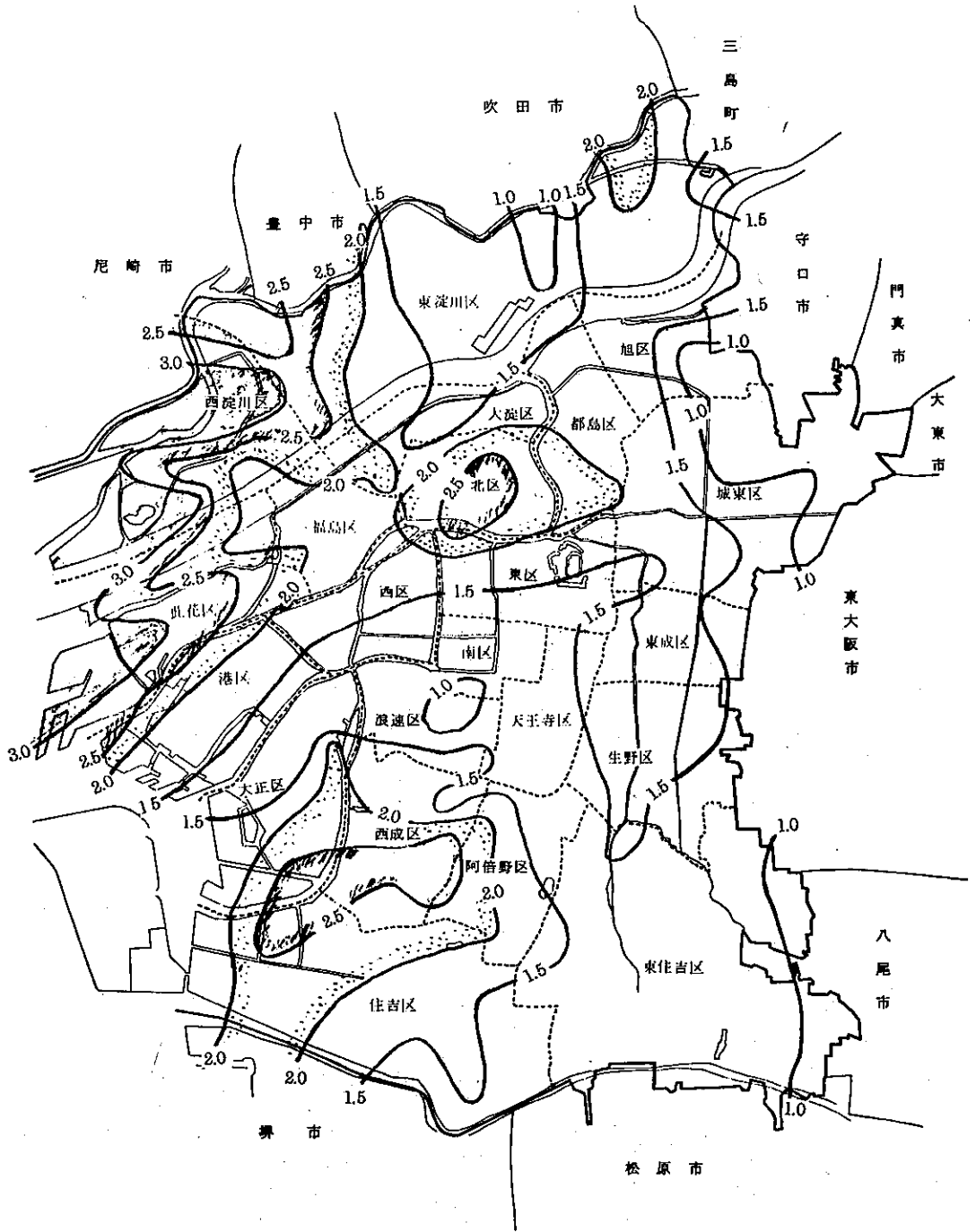
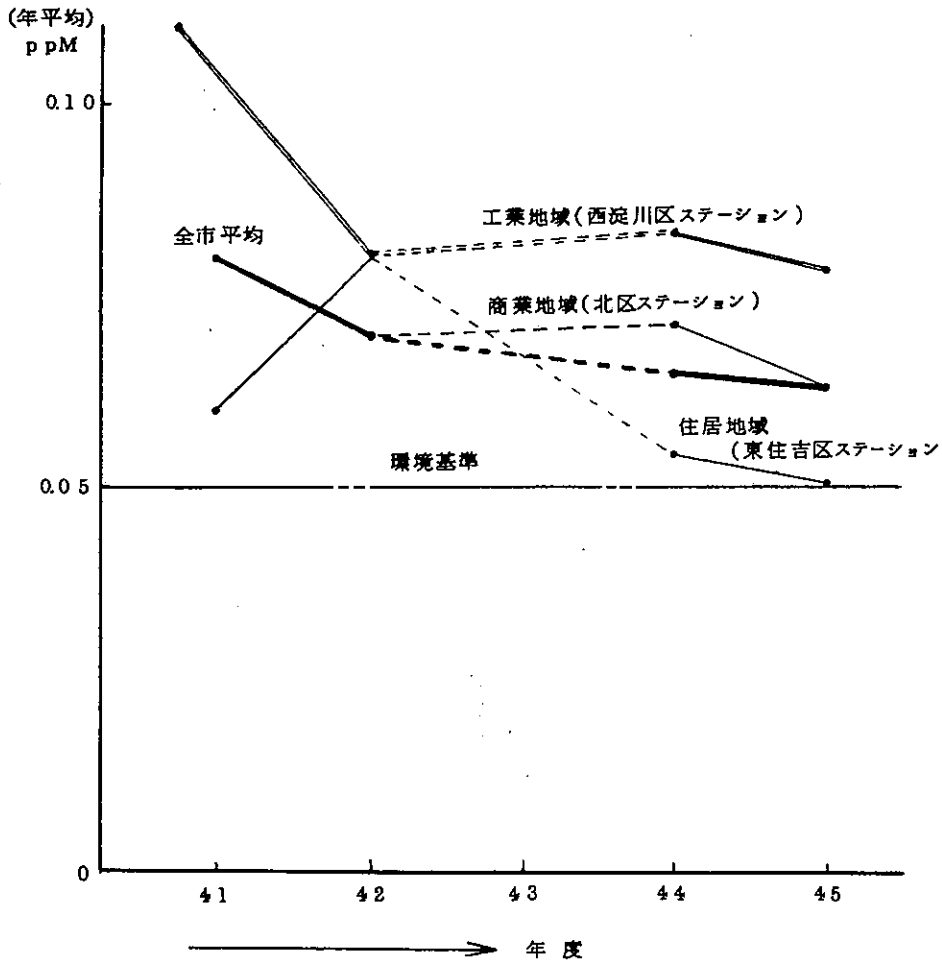


図3. 大気汚染濃度（いおう酸化物）の経年変化
 および環境基準との比較
 （モニタリングステーションにおける導電率法測定値）



(注) 昭和43年度値は、テレメータ化工事のため、観測状態が不良で、観測日数も少なく、測定値に代表性がとぼしく、省略した。

表1 浮遊粒子状物質濃度経年変化表

光散乱法 単位 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

年度 ステーション	昭和42年度	昭和43年度	昭和44年度	昭和45年度
此花区ステーション	—	131	170	80
大正区 //	281	390	230	117
西淀川区 //	215	217	170	106
生野区 //	—	—	160	115
城東区 //	200	264	160	109
西成区 //	—	70	180	172
北区 //	352	264	170	130
東淀川区 //	130	270	200	114
旭区 //	—	—	160	81
住吉区 //	—	—	230	156
東住吉区 //	—	69	200	126
全市平均	236	229	183	119

参 考

大阪の濃煙霧日数経年変化表

(昭和29年~45年)

—大阪管区気象台—

参 考

大阪の濃煙霧日数経年変化表

(昭和29年~45年)

—大阪管区気象台—

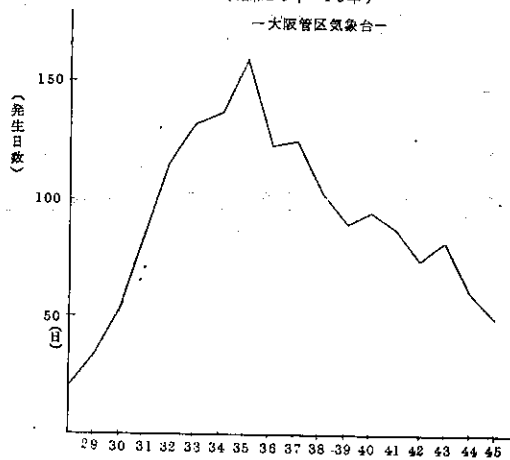
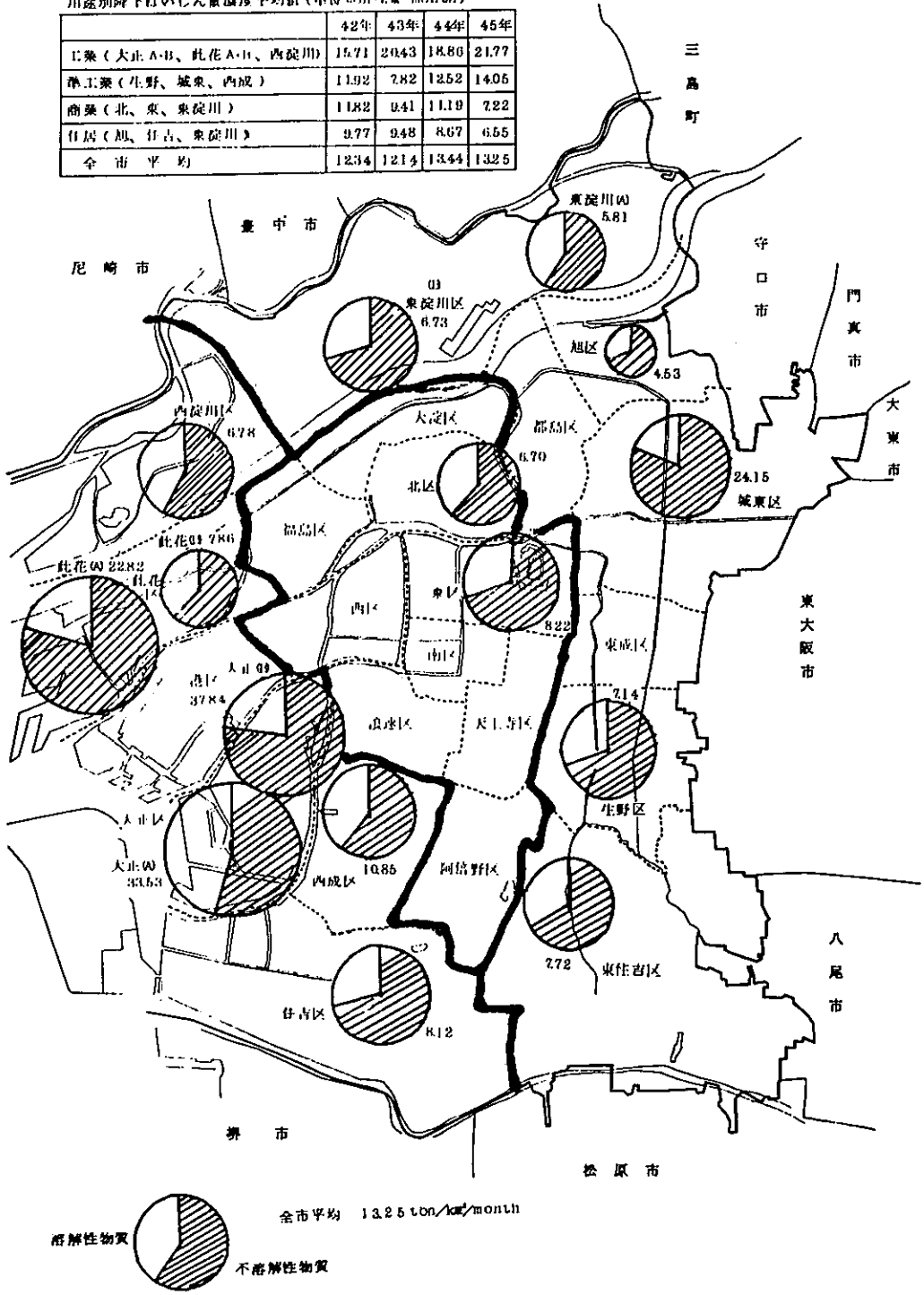


図4. 45年降下ばいじん量分布図

用途別降下ばいじん量濃度平均値 (単位 ton/㎥·month)

	42年	43年	44年	45年
工業(大正A・B、北花A・B、西淀川)	15.71	20.43	18.86	21.77
準工業(生野、城東、西成)	11.92	7.82	12.52	14.06
商業(北、東、東淀川)	11.82	9.41	11.19	7.22
住居(旭、住吉、東淀川)	9.77	9.48	8.67	6.55
全市平均	12.34	12.14	13.44	13.25



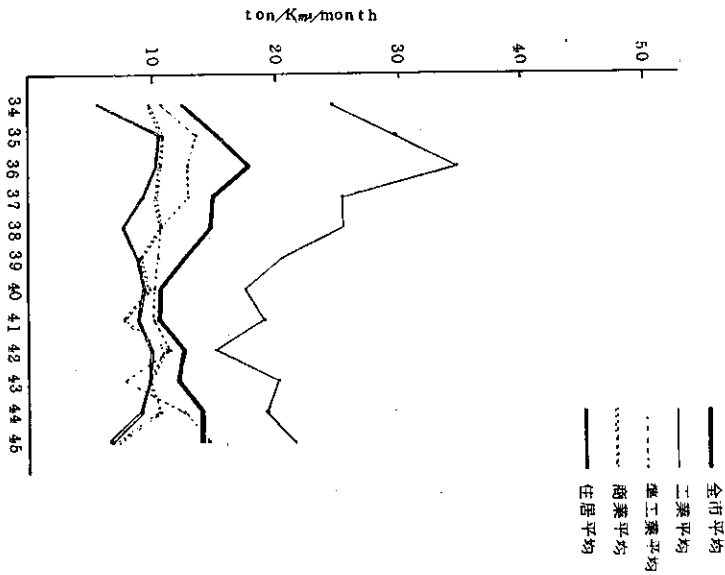


図5. 大阪市内降下ばいじん総量経年変化(地域別)
(昭和34年~45年)

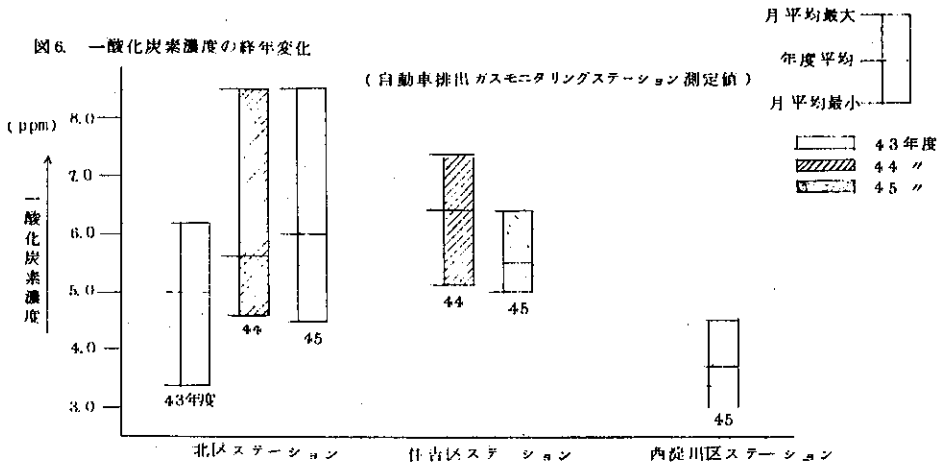
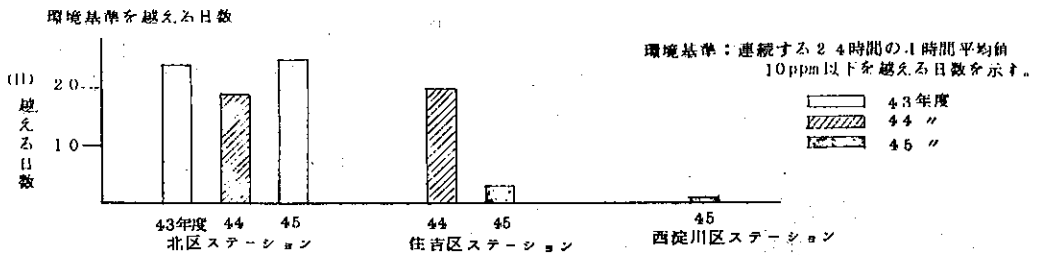


図7



Ⅱ 計 画 目 標

大阪市の環境汚染の主因である大気汚染を防止するためには、いおう酸化物をはじめとする有害物質を次の基準値以下にてい減させることが必要であり、このことを基礎に対策の目標を設定しなければならない。

1. いおう酸化物（環境基準）

1 時間値 0.2 p p m 以下の時間数	年間総時間数の 9 9 % 以上
1 日平均値 0.05 p p m 以下の日数	年間総日数の 7 0 % 以上
1 時間値 0.1 p p m 以下の時間数	年間総時間数の 8 8 % 以上
1 時間値の平均値	0.05 p p m 以下
緊急時の措置を必要とする汚染日数	年間総日数の 3 % 以下連続 3 日未満

2. 浮遊粒子状物質（環境基準）

連続 24 時間の 1 時間平均値	0.10 mg/m ³ 以下
※ 1 時 間 値	0.20 mg/m ³ 以下

- (注) 1. 大気中に浮遊する粒子状物質で、粒径 10 ミクロン以下のもの。
 2. ※については、工業専用地域について適用しない。

3. 一酸化炭素（環境基準）

連続 8 時間の 1 時間平均値	20 p p m 以下
連続 24 時間の 1 時間平均値	10 p p m 以下

Ⅲ 対 策

1 発生源対策

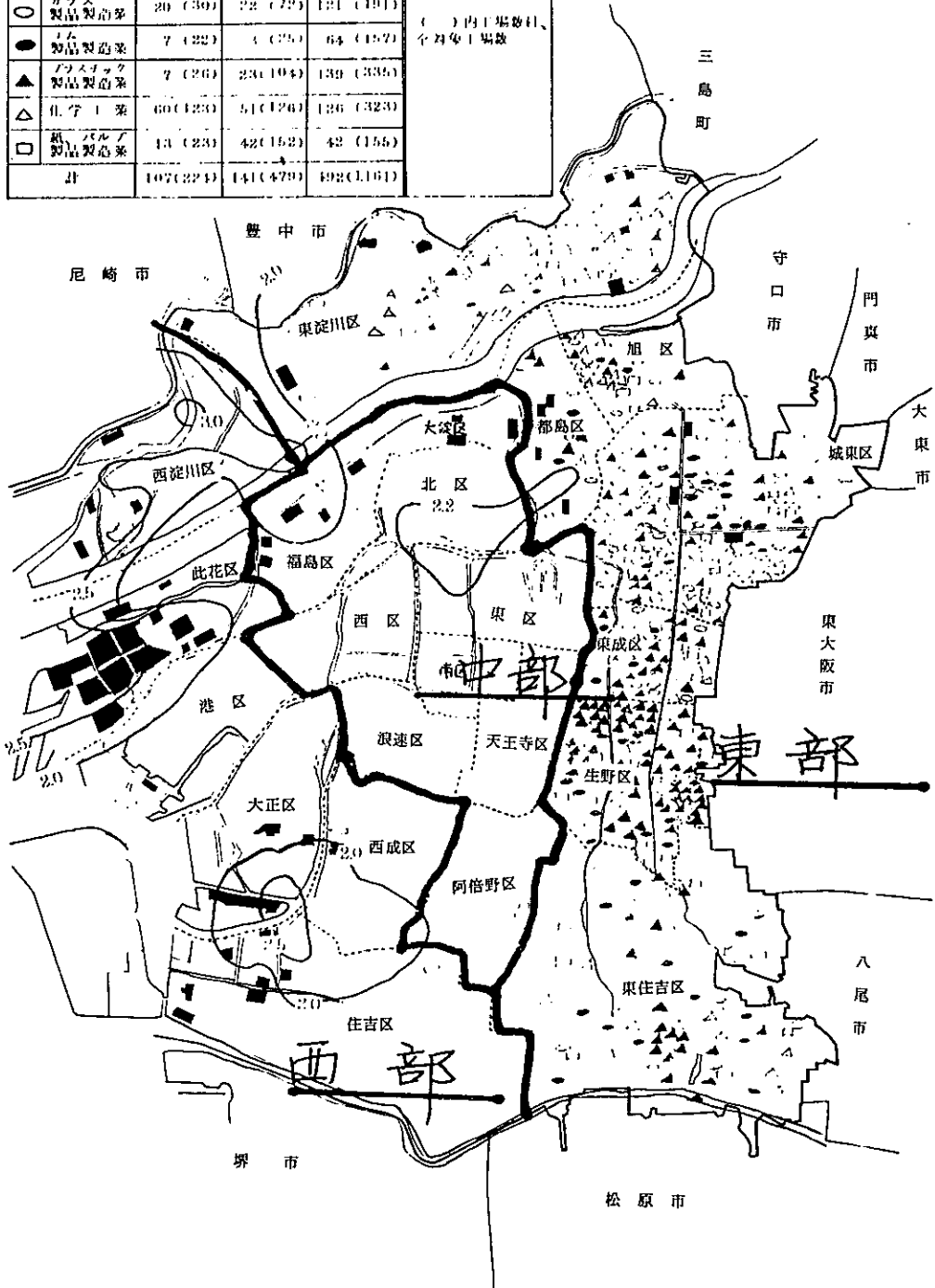
西部臨海工業地域においては、3カ所の高濃度汚染がみられ、ここに立地する重化学工場群の影響が大きい。また、中部地域においては、主としてビル暖房等による影響と考えられる汚染があらわれている。

一方、東部地区においては、ガラス製品製造業、ゴム製品製造業、プラスチック製品製造業、化学工業、紙パルプ製品製造業が非常に多く住居と工場の過密混在地域であり、また中小及び零細企業がその大半を占めているため公害防止は特に困難な地域である。

そこで今後の発生源対策の進め方としては、西部臨海工業地域、中部暖房地域、東部地域それぞれの地域特性に応じた対策を推進すべきである。

図8 発生源地域別特性図（東部のみ表示）

業 種	工場数（従業員20名以上）			注） 1. 工場1号 （該当工場数63） （ ）内工場数日、 全対象工場数
	西部	中部	東部	
○ カラス 製品製造業	20 (30)	22 (22)	121 (191)	
● 工場製造業	7 (22)	3 (25)	64 (157)	
▲ フラスコ 製品製造業	7 (26)	23 (194)	139 (335)	
△ 化学工業	60 (230)	51 (126)	126 (323)	
□ 紙、パルプ 製品製造業	13 (23)	42 (152)	42 (155)	
計	107 (322)	141 (479)	492 (1161)	



1) 西部臨海工業地域対策

○重化学工業は西淀川、此花、大正等の西部臨海地帯に密集し燃料使用量は大阪市域内のほぼ80%を占め、高濃度汚染の主要原因となり、これら重化学工業の発生源を厳しく規制、指導を行なうことは環境基準の達成のうえで第一義的に進めねばならない重要な施策の一つである。

本市の西部臨海地帯の公害防止の基本施策は次のとおりである。

○基本計画

① いおう酸化物(図9参照)

昭和44年12月、総合エネルギー調査会の答申によれば10年以内に環境基準を達成するためには低いおう重油の供給状況から勘案して53年度時点において燃料として平均いおう含有率0.55%のものを使わねばならないとしている。しかしながら本市では重油燃料使用量の増大、現状の汚染状況等から考慮して年間平均値0.05ppmをおおむね47年度中に達成する目標とした。

火力発電所については、いおう酸化物削減計画の達成に大きく影響するものと考えられ、従来から燃料の低硫黄化について指導してきたところであるが、他の企業と性質を異にするので火力発電所については別途本計画に沿って強力に指導する。

② ばいじん、有害物質、粉じん

ア ばいじん

大気汚染防止法にもとづく特別排出基準の遵守

(注) 大気汚染防止法施行により特別排出基準が設定され、一般排出基準が強化された。

	適用対象	規制基準	適用例(大規模ボイラ)	
一般排出基準	既設施設	旧一般排出基準の1/10に強化	(旧) 1.0 g/m ³	(新) 0.1 g/m ³
特別排出基準	新設施設	旧一般排出基準の1/20に強化	—	(新) 0.05 g/m ³

本計画は特別排出基準をもって既設施設の規制を行なう。

イ 有害物質

大気汚染防止法による規制基準の遵守

(注) 大気汚染防止法施行によりカドミウム、塩素、塩化水素、弗素、鉛等が有害物質として指定されそれぞれについて排出基準が設定されたので当該排出基準により規制を行なう。

ウ 粉じん

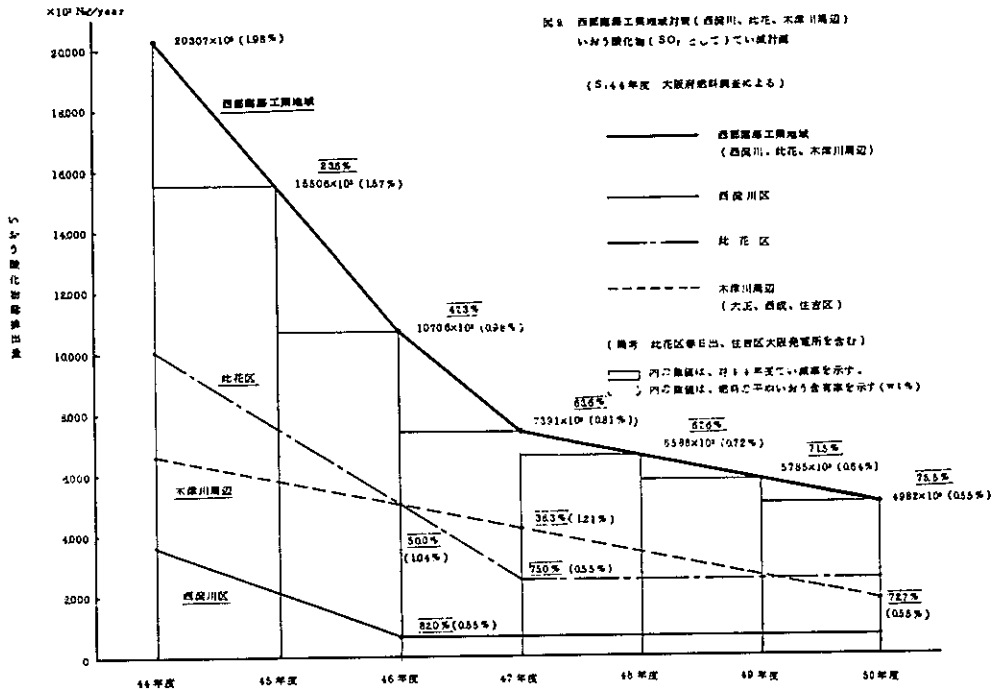
大気汚染防止法設備基準の遵守

(注) 大気汚染防止法の施行により

- (1) コークス炉 (2) 鉱物又は土石の堆積場 (3) ベルトコンベア、バケットコンベア

(4) 破砕機、摩砕機 (5) 篩

上記施設が粉じん発生施設と規定され、その規模により法の適用を受け、粉じんの飛散防止のための設備基準が設定されたので当該設備基準に適合するよう指導の強化をはかる。



(1) 西淀川区大気汚染緊急対策

1 目的

高濃度汚染地区としての特別対策については、従来より実施してきたが、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」による地域指定をうけたことを契機に、更に強力なる対策実施の一環として、西淀川公害特別機動隊を編成し、昭和47年3月を目標年次として国の定める、いおう酸化物の環境基準値の達成並びに浮遊粒子状物質濃度のてい減をはかり、良好な生活環境づくりを目的としている。

2 対象

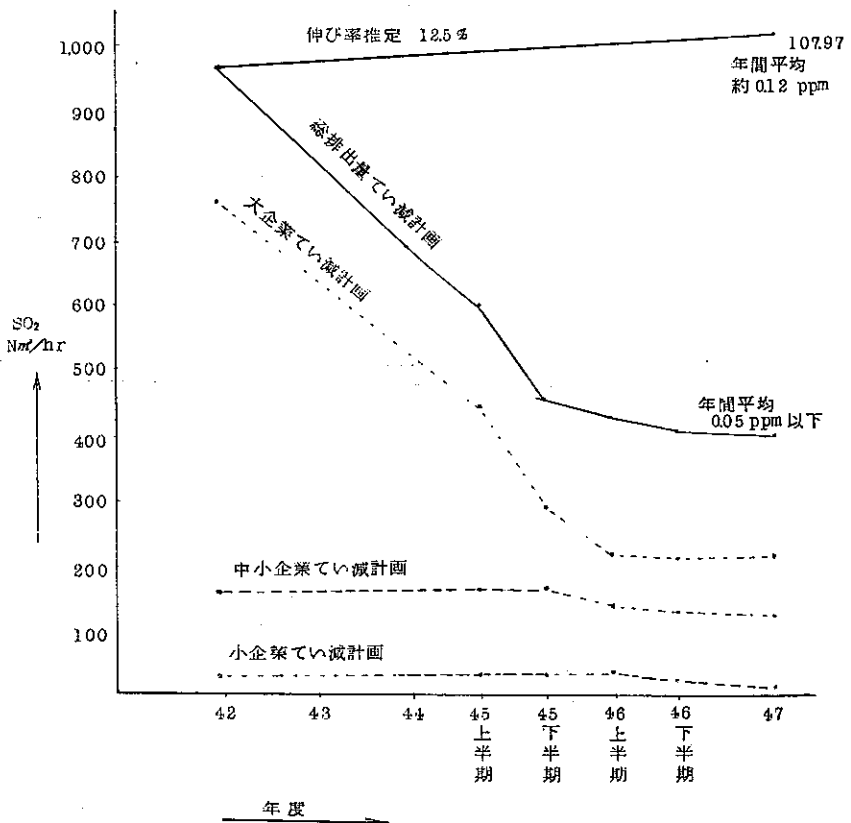
区内全事業数 1155工場

(参考) 区内重油使用量 13.9万KL

大阪市内使用量 183万KL

3 計画目標年次

3. 計画目標年次



4 進行状況

(昭和46年6月30日現在)

	立入工場数	事前調査	実態調査	改善指導	除害設備設置	効果判定
ばい煙	173	173	82	80	12	10
ガス・粉じん	198	198	88	126	33	30
騒音・振動	301	301	147	157	68	67
汚水	72	72	23	30	7	5
悪臭	26	26	18	17	3	3

夜間パトロールの実施(昭和45.10～46.6)

立入調査工場延数 749工場

うち改善指導工場 ばい煙関係 4
 ガス・粉じん関係 12
 騒音・振動関係 13

昭和46年度活動予定

	46年					47年				
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
ばい煙	←残り62社企業計画提出寄与率提示、計画実施					→×効果判定→				
	←時間別、月別、日別、燃料原料調査					→				
	(SO ₂ 排出量変動チェック)									
ガス・粉じん	←残り32社基礎調査、低減計画提出、計画実施					→×効果判定→				
汚水	←メッキ、食料品製造業等発生源工場の低減計画書の提出、計画実施					→×効果判定→				
騒音・振動	←残り696工場基礎調査と改善指導					→×効果判定→				
悪臭	←残り12社基礎調査と改善指導					→×効果判定→				

(2) 此花区特別対策

1. 目的

此花区における大発生源は当区の西半分集中し、その殆んどが6社9工場で代表され、いおう酸化物、粉じん、有害物質について、47年3月を目標年次として、てい減計画をすすめ、いおう酸化物の環境基準早規達成を目的としている。

2. 対象

6社9工場

3. 計画目標年次

		43年3月	47年3月
いおう酸化物	燃料改善	平均いおう含有率 2.49%	平均いおう含有率 0.72%
	いおう酸化物排出量	1218.46 Nm ³ /h	437.52 Nm ³ /h
	てい減率	0	64.1%

低いおう重油の使用により、いおう酸化物の排出量を64%てい減し、高煙突化により着地濃度の減少をはかる。ガス、粉じんについては吸収塔の設置及び除塵装置の設置により95%以上の減少をはかる。なお本計画にともなう公害設備投資額は大気、水質、騒音関係を含め約62億円である。

4. 進行状況

(1) いおう酸化物排出量

43年3月 \longrightarrow 46年3月 \longleftarrow てい減率
 1218.46 Nm³/h \longrightarrow 603.55 Nm³/h \longleftarrow 50.5%

(2) ばいじん、有害物質、粉じん対策

ガス吸収塔、除じん装置の設置は全体の80%が完了。

(3) その他

ア 水質関係

下水道導入、前処理施設の設置は、全体の80%が完了。

イ 騒音・振動関係

防音・防振装置などの設置は、全体の19.0%が完了。

(3) 木津川周辺対策

1. 目的

大正、西成、住吉区における木津川周辺より臨海にかけて大工場が密集し、いおう酸化物、

ばいじん等の大発生源となっている。特に、この地域には鉄鋼、化学などの重化学工業が多く、これら工場より排出されるばいじん対策はいおう酸化物の対策と併行して強力に推進し、いおう酸化物の環境基準及び浮遊粒子状物質の目標基準の早期達成を目的としている。

本対策は、大阪市における最大拠点である全西部臨海工業地域対策の総仕上げであり、これにより臨海高濃度汚染の解消が期待できるものである。

2. 対 象

大正区 約 20 工場、 西成区 約 15 工場、 住吉区 約 15 工場、 計約 50 工場

3. 計画目標年次

昭和 48 年 3 月

4. 計 画

西部臨海工業地域対策の基本計画に準ずるものとする。

(1) いおう酸化物

いおう酸化物総排出量を昭和 48 年 3 月の時点において、昭和 44 年度対比 40% の削減を行ない、さらに昭和 50 年度において 73% の削減を行なう。

(2) ばいじん、有害物質、粉じん

(イ) ばいじん

当該地域の特性であるばいじん対策を強力に推進するため、大気汚染防止法にもとづく特別排出基準（旧排出基準の 1/20 に強化）をもって規制する。

(ロ) 有害物質

大気汚染防止法の規制基準にもとづくカドミウム、塩素、塩化水素、弗素、鉛等の排出基準により規制する。

(ハ) 粉 じ ん

大気汚染防止法の設備基準にもとづき、鉱物、土石の堆積場、ベルトコンベア等の粉じん発生施設から発生する粉じんが飛散するのを強力に防止する。

(3) 公害特別機動班の新設

本計画は、西部臨海工業地域対策の総仕上げであり、そのうえ、大正、西成、住吉の 3 区にわたる特別対策であるので、その実効をあげるため、ここに公害特別機動班を新設し、強力に推進するものとする。

2) 中部暖房地域対策

1. 目 的

都心部における冬期のいおう酸化物は他の地域に比較して高いことから、ビル暖房等による影響と考えられ、昭和 44 年 10 月 24 日大阪市公害対策審議会の答申にもとづき、大気汚染

環境基準達成計画の一つとして、いおう酸化物てい減計画を実施しているものである。

2. 対 象

大気汚染防止法対象施設のうち非生産の680事業場に対し、次の要領により実施しているものである。

- (1) 昭和45年度以降において使用する燃料中のいおう分は1.0%以下であること。
- (2) 昭和47年度以降において総燃料使用が多い事業場については、さらに低いいおう分の燃料への転換をすること。
- (3) 今後新設されるビル暖房施設は、電気・ガスによる冷暖房施設にすること。

3. 計画目標年次 (図10 参照)

(1) 第1次計画実施(昭和44年度冬期)

官公庁及び総燃料使用量が多い事業場について、使用燃料中のいおう分を1.0%以下とすること。

(2) 第2次計画実施(昭和45年度以降)

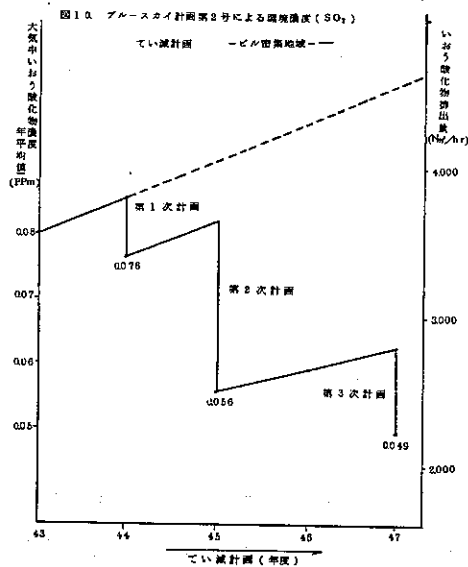
大気汚染防止法対象施設の非生産事業場について、使用燃料中のいおう分を1.0%以下とすること。

また、今後新設のビル冷暖房施設は、電気・ガスまたは、これに代る燃料を使用すること。

(3) 第3次計画

燃料使用量が多い31事業場について、昭和47年度から使用する燃料中のいおう分は0.2%以下とすること。

以上のてい減量は目標年次において、昭和43年度のSO₂総排出量1,417.5 Nm³/hrに対し、45.8%の減となり、その地域汚染度は濃度比から換算して環境基準以下に到達すると推定される。



4. 進行状況

昭和44年度のビル暖房等のSO₂排出量は2,076.8 Nm³/hr あったが、昭和46年5月現在で883.2 Nm³/hr に減少せしめ、さらに昭和47年度から総燃料使用量の多い31事業場に対し、使用燃料中のいおう分を0.2%にせしめるので、さらにいおう酸化物排出量は減される予定である。

いおう酸化物の削減率は、当初計画昭和43年度のSO₂総排出量1,417.5 Nm³/hr に対し、40%の削減率をあげた。

表は、燃料使用量及びSO₂排出量を示したものである。

ビル暖房等の燃料使用量及びSO₂排出量表

	昭和43年度 燃料使用量	昭和44年度 燃料使用量	昭和43年度 SO ₂ 排出量	昭和44年度 SO ₂ 排出量	昭和43年度か ら見たカット率
全 市	89,321.9 Kg/hr	139,593.5 Kg/hr	1,417.5 Nm ³ /hr	2,076.5 Nm ³ /hr	40%

低いおう分燃料転換状況表

	法対象事業場数 (非生産施設)	昭和45年度 燃料転換終了	昭和46年度中 に燃料転換予定	燃料転換計画 未 定	燃料転換率
全 市	680事業場	665事業場	22事業場	3事業場	96%

3) 東部地域特別対策

1. 目 的

大阪東部周辺7区は、中小企業が多く、ばい煙、粉じん、悪臭等の発生工場が密集しているとともに、住工の混在地域であるため、苦情等が非常に多く、公害防止に最も困難をきたす地域である。これらの地域の抜本的対策としては、大巾な環境整備をはかり工場の団地化により住工分離を必要とするが、まず業種別に有害物質、粉じん、悪臭を重点項目とした公害規制を早急に実施することを目的とする。

2. 対 象

東部(東淀川区、旭区、都島区、城東区、東成区、生野区、東住吉区)においては、公害問題の多くを占める業種として、ガラス製品製造業、ゴム製品製造業、プラスチック製品製造業、化学工業、紙、パルプ製品製造業があげられる。

これらの企業から発生する主な公害は次のとおりである。

産業分類	公害種別
ガラス製品製造業	ばい煙
ゴム製品製造業	粉じん、悪臭
プラスチック製品製造業	有害ガス、粉じん、悪臭
化学工場	有害ガス、粉じん、悪臭
紙パルプ製品製造業	ばい煙、悪臭

地区別にみると、ガラス製品製造業は城東区、生野区に、ゴム製品製造業、プラスチック製品製造業は生野区に、化学工業は東淀川区、城東区に、紙パルプ製品製造業は城東区に多く、地区によりかなり特徴づけられる。

表2 東部地区業種別工場数一覧表

	ガラス製品製造業	ゴム製品製造業	プラスチック製品製造業	化学工業	紙・パルプ製品製造業	計
東淀川	13	3	56	109	19	200
旭	15	2	14	21	8	60
都島	11	6	17	20	9	63
城東	52	15	46	82	35	230
東成	6	29	60	38	41	174
生野	52	90	102	28	27	299
東住吉	42	12	40	25	16	135
計	191	157	335	323	155	1161

3. 基本計画

保健所活動を中核として業種別に測定を伴う詳細な実態調査を行ない、それに基づいて強力な規制を実施する。

ア) いおり酸化物… … 燃料規制による減少

イ) ばいじん… … 大気汚染防止法に基づく特別排出基準の遵守

(注) 大気汚染防止法施行により特別排出基準が設定され、一般排出基準が強化された。

	適用対象	規制基準	適用例(大規模ボイラ)	
一般排出基準	既設施設	旧一般排出基準の1/10に強化	(旧) 1.0 g/m ³	(新) 0.1 g/m ³
特別排出基準	新設施設	旧一般排出基準の1/20に強化		(新設) 0.05 g/m ³

本計画は特別排出基準をもって既設施設の規制を行なう。

ウ) 有害物質… … 大気汚染防止法による規制基準の遵守

(注) 大気汚染防止法施行により、カドミウム、塩素、塩化水素、弗素、鉛等が有害物質として指定され、それぞれについて排出基準が設定されたので、当該排出基準により規制を行なう。

エ) 粉じん … … … 大気汚染防止法設備基準の遵守

(注) 大気汚染防止法の施行により

- (1) コークス炉
- (2) 鉱物又は土石の堆積場
- (3) ベルトコンベア、バケットコンベア
- (4) 破碎機、摩砕機
- (5) 篩

上記施設が粉じん発生施設と規定されその規模により法の適用をうけ、粉じんの飛散防止のための設備基準が設定されたので、当該設備基準に適合するよう指導の強化をはかる。

オ) 悪臭 … … … 悪臭防止法による規制基準の遵守

(注) この法律は、昭和46年6月1日に公布され、その日から1年以内に施行されるので、その基準を遵守するよう規制を行なう。

4) 自動車排出ガス対策

大気汚染防止法第21条にもとづく要請のために、高濃度汚染地域の実態把握を、常時監視補完調査として行なうとともに昭和50年における排出ガス総量を38年以前にまで引き下げる国の規制長期計画に対して、本市として地域特性から検討を加えるため、街頭検査の強化を行なう。

この実施にあたっては、「大阪自動車排出ガス対策推進会議」を通じて、大阪府、大阪府警、大阪陸運局、大阪府陸運事務所と協力し、この推進にあたる。

また、炭化水素、窒素酸化物については、排出防止の技術開発がおこなわれているので、排出濃度の実態把握が先決であり、一酸化炭素については、除去装置が開発されつつあるので、これらの効果を判定し、普及をはかるよう検討する。

抜本対策としては、無公害車の開発が必要であるので、電気バスの開発、小型電気自動車の普及促進に着手する。

高濃度汚染地域実態把握

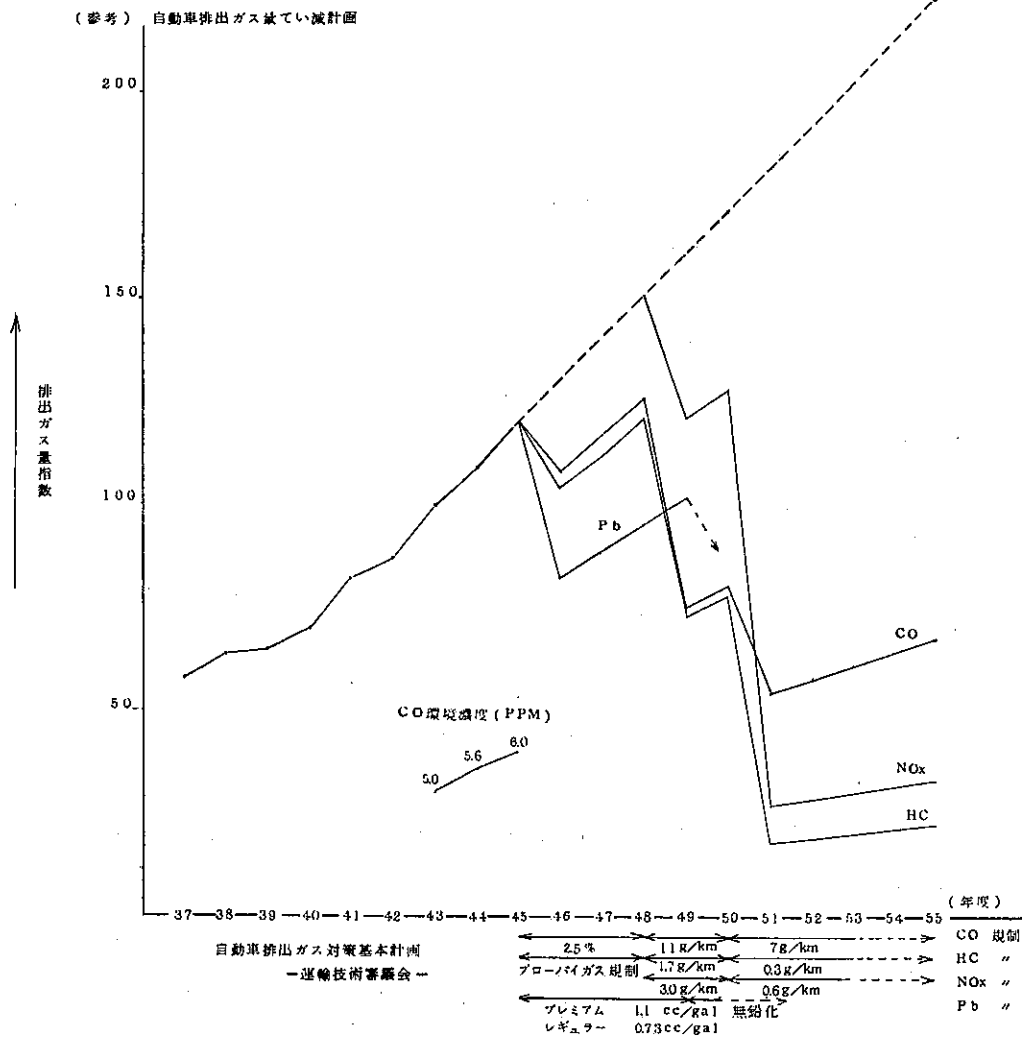
全 体	交 差 点	高 速 道 路	後 背 地
148カ所	68	32	48

街頭検査の強化（一酸化炭素）

年 度	4 5 年 度	4 6 年 度	4 7 年 度
検 査 対 象	2 5 0 0 台	5 0 0 0	2 0 0 0 0

排出濃度実態把握（炭化水素、窒素酸化物）

年 度	4 5 年 度	4 6 年 度	4 7 年 度
検 査 対 象	—	5 0 0 台	1 0 0 0 0



2 発生源ならびに環境の常時監視機構の補強整備

(1) テレメータを活用した発生源常時監視機構の新設

発生源からの大気汚染物質の排出状態を常時監視するため、煙道における、いおう酸化物濃度、流速、燃料消費量（火力発電所については発電量を加える）を有線アナログテレメータを用いて環境汚染監視センターに常時伝送する機構を新設する。

第1次対象

燃料使用量1日10Kl以上の63工場

第2次対象

大気汚染防止法による緊急時協力工場（SO₂ 排出量10 Nm³/時以上）41工場

(2) 各発生源の汚染寄与率の拡散計算による推定

対策を適確に進めるため、発生源のデータと気象条件を拡散式に入れ、電子計算機を用いて、各発生源の汚染寄与率を算定する。

(3) 大気汚染モニタリングステーションの補強

東区、港区、西成区南部、東淀川区北部にモニタリングステーションを増設し常時監視機構を補強する。

(4) 自動車排出ガス常時監視機構の整備

主要道路における自動車排出ガス濃度を適確に把握するため一酸化炭素連続測定装置を大幅に増設し、環境汚染監視センターで常時監視する。

3 立地規制を含む環境整備対策

現存する大気汚染の固定発生源に対する法・条例等にもとづく規制に加え、土地利用の再編成・純化と環境整備によって大気汚染の減少に資するため、西部・中部・東部の各地域特性に応じて、次の施策を講ずる。

(1) いおう酸化物排出総量規制にもとづく立地規制

いおう酸化物に係る環境基準年間平均濃度0.05ppmをおよむね47年度中に達成することを目標に、いおう酸化物排出総量を規制することとし、施設の新増設については厳重に規制する。

(2) 公害防止協定の締結

西部臨海地域に現存する大規模発生源及び工場等制限法の除外区域において新増設されるばい煙発生施設等を有する企業に対しては、いおう酸化物排出量の規制、ばいじん及び粉じんに関する特別排出基準の適用等を内容とする公害防止協定を締結し、汚染物質総量の減少をはかる。

(3) 緩衝緑地の建設

工業地域と住居地域を明確に分離し、公共空地の確保による環境整備に資するため、西部臨海地域において大規模な遮断緑地の建設を検討する。

(4) 地域冷暖房施設の導入

ビル暖房による大気汚染を防止し、熱管理の合理化を図るため、東区弁天町、阿倍野地区等高層建築物が集中して新設される地区においては地域冷暖房施設の導入をはかるとともに、現在の都心地区についても地域冷暖房施設への転換の手法を検討する。

なお個別に新設される高層建築物についても、熱源としてガス又は電気等の使用を強力に促進する。

(5) 住工分離の推進

特に東部地域における住工混在を解消し、住居地域における市街地整備を進めるため、業種別指導を中心に小規模企業の集団化・工場アパート化により、住居が域内に立地する工場の移転を推進する。

4 関係機関への働きかけ

本計画をより効果的に推進するために、低いおう燃料の早期供給、工場移転に対する法的措置、財政援助、自動車排出ガス規制及び無公害車の開発等につき、国へ強力に要請する。

また、隣接する府県市に対しては、発生源指導の強化等、広域大気汚染対策をより強力に推進できるように、協力を要請する。

4 大阪市公害対策審議会に対する 諮問及び同審議会の答申と意見

(諮問)第1号

昭和40年2月22日大気汚染の環境基準について、審議会に諮問した。

(答申)

昭和40年12月8日審議会から市長あて次の内容の答申があった。

大気汚染の環境基準に関する答申(抄)

我々は、従来行なわれてきた大阪市における大気汚染ならびにその影響に関する調査研究と内外の知見にもとづいて次の各汚染物質に関する環境管理基準を提案する。

環境管理基準

a 亜硫酸ガス(無水硫酸を含む)

1日平均値 0.1ppm

ただし汚染の最高濃度を限定するため短時間最高濃度を次のように定める。

1日1回1時間値 0.2ppm

b 浮遊ばいじん

1日平均値 0.5mg/m³

c 降下ばいじん

月平均値 10ton/Km²

(諮問)第2号

大総合 第600号

昭和44年7月24日

大阪市公害対策審議会

会長 梶原三郎 殿

大阪市長 中馬 馨

大気汚染にかかる当面の施策について(諮問)

現在国会において、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」が審議中であり、また、大阪府においては、大気汚染防止法にもとづき、工場からの排出ガスの規制について計画(ブルースカイ計画)が発表され、大気汚染防止対策も具体的実施段階に入っております。

つきましては、当面必要と思われまます次の問題について、審議会の意見を求めます。

記

1. 公害に係る健康被害の救済に関する大阪市の方向づけについて
2. ビル暖房の規制について
3. 大阪市環境管理基準の改定について
4. 西部臨海特別地区対策について

(答申)その1

昭和44年10月24日

大阪市長
中 馬 馨 殿

大阪市公害対策審議会
会 長 梶 原 三 郎

昭和44年7月24日付、大総合第600号にて諮問のありました「ビル暖房規制」について、次の通り答申します。

ビル暖房等の規制について

大阪市における大気汚染は、工場、事業場から排出されるばい煙その他有害ガスや、自動車の急激な普及とともに排出ガス等の増加により大きな社会問題となっている。

とくにいおう酸化物については、石炭から重油への燃料転換にともない増加の傾向にあり、人体への影響等から最も重要視されている。

国においても、昭和43年6月に、従来の「ばい煙の排出の規制等に関する法律」を「大気汚染防止法」に改正し、法対象のばい煙発生施設ならびに排出基準の大巾な改善をおこなった。また昭和44年2月にいおう酸化物について環境基準の閣議決定をみるにいたった。

しかし、市域内にあっては、大気汚染防止法の排出基準が完全に覆行されたとしても、現状における汚染状況からみて環境基準を達成することはほとんど不可能と推測される。

そのため、本年7月大阪府においては、大気汚染環境基準達成計画（ブルースカイ計画）の一つとして、いおう酸化物を多量に排出している工場に対し、改善指導計画をうち出し、亜硫酸ガス排出量の低減に努めている。

一方、大都市における大気汚染の形態は、複雑であり、大発生源のみの亜硫酸ガス排出量をおさえたとしても、都心部における汚染濃度を環境基準にまで低減することは期待できないので具体的にその目標を達成するためには非生産施設（ビル暖房等）に対してもブルースカイ計画第2号として次のように行政指導をおこなうことが必要である。

具体的規制方針

1. 昭和45年度以降において非生産の法対象施設で使用する燃料は、いおう分が1.0%以下である

こと。

2. 昭和47年度以降において総燃料使用量が多い事業場についてはさらに、いおう分の少ない燃料への転換を検討すること。
 3. 今後、新設されるビル暖房等の施設は、経済的ならびに技術的要素を勘案し、いおう酸化物を排出しない施設（たとえば、電気またはガスによる冷暖房施設）を設置せしめること。
- なお上記の規制方針を推進するために、次のことに留意すべきである。

1. 設備改善費の融資助成をはかること。
2. 指導の強化をはかること
3. 国への要望
 - (ア) 低いおう燃料の円滑な供給をはかること。
 - (イ) 大気汚染防止法におけるビル暖房等の規制強化をはかること。

（答申）その2

昭和44年12月18日

大阪市長
中 馬 磔 殿

大阪市公害対策審議会
会長 梶 原 三 郎

昭和44年7月24日付 大総合第600号にて諮問のありました「公害に係る健康被害の救済に関する大阪市の方向づけ」について、次の通り答申します。

公害に係る健康被害の救済に関する大阪市の方向づけについて

大阪市における大気汚染は、産業の急速な発展にともない、工場、事業所から排出されるばい煙その他の有害ガス等により大いなる社会問題となっている。

そのため、大阪市内においては、大気汚染防止法に基づく排出基準を遵守させるとともに、国の定める環境基準を早期に達成するため、臨海部の大工場群に対しては、大阪府のブルースカイ計画第1号、ビル暖房等による冬期の市内中心部の局地汚染に対しては大阪市のブルースカイ計画第2号により、いおう酸化物排出量の低減に努めている。

また、高濃度汚染地区と見做される西淀川区については、昭和42年度より、大阪市は大気汚染の特別対策地区として、綿密な汚染状況の調査と230工場に及ぶ発生源調査を進めつつ、主要工場に対し排出量抑制の行政指導を進めてきた。

しかしながら、最近における医学的、疫学的諸調査結果によれば、極めて限られた局地高濃度汚染地域における一部住民に健康上の影響が現われつつあることが明らかにされてきた。

このような状況下において、国においては事業活動その他、人の活動にともなって相当範囲にわた

る著しい大気の汚染または水質の汚濁が生じたため、その影響による疾病が多発した場合、その疾病にかかった者に対し医療費、医療手当等の支給措置を講ずることにより、その者の救済を図ることを検討して来たが、この度の第62回国会において、この法律が可決されるに至った。

そこで現在までの汚染状況の推移、被害状況発生源に対する指導状況を検討した結果、次の結論を得た。

1. 本来、公害対策はこのような救済措置の発動が主題ではなく、発生源における排出規制と排出抑制が、この行政の基本であることをここに改めて認識すべきである。
2. 大気汚染による被害について、その区域を画することは、きわめて困難であるが、大阪市における現在までの環境汚染状況や慢性気管支炎の有症者率からみて、法による救済の対象地域としては、西淀川区全域をその対象地域とすることが適当であると考えらる。

(意見聴取)

大気汚染防止計画基本構想(クリーンエアプラン)の実施に関する意見

大気汚染防止計画基本構想(案)について、昭和46年8月14日、大阪市公害対策審議会において審議されたが、その後大気汚染専門部会で検討された後、昭和46年12月17日次のとおり意見の提出があった。

(意見)

昭和46年12月17日

大阪市長職務代理者

大阪市助役 福山 真三郎 殿

大阪市公害対策審議会

会長 梶原 三郎

大気汚染防止計画基本構想(クリーンエアプラン)の実施に関し、次の事項について適切な措置を講じられるよう意見を申しのべます。

記

大気汚染防止計画基本構想(クリーンエアプラン)の実施に関する意見

1. 低いお燃料の確保に努力すること。

低いお燃料の確保については、大阪地域における確実な需給計画をすみやかに樹立し、その確保のための関係機関への働きかけをさらに強められたい。

2. 自動車排出ガス対策を確保すること。

自動車排出ガス対策は、騒音・振動対策、交通規制対策を含め、都市計画の立場から交通問題を

総合的に考慮して、環境への影響がないよう積極的に推進されたい。

3. 環境基準を設定すること。

環境基準の定められていない大気汚染物質について、市独自の基準を設定し、行政目標とすることが望ましい。

4. いわゆる光化学スモッグの原因究明と対策を推進すること。

大阪においても、いわゆる光化学スモッグと考えられる現象が発生したが、これに対する社会的関心が高まっている現在、できるかぎり早急にその原因究明にあたり、効果ある対策をとられたい。

5. 人体影響調査を拡充し、被害者の救済に万全を期すこと。

大気汚染状況の把握とともに、人体に対する影響調査をさらに充実させ、被害者対策には制度の研究も含め、万全を期されたい。

6. 低利の融資助成措置を拡充すること。

中小企業対策として、金融面の優遇措置が不可欠であるので、さらに低利の融資助成をはかるとともに、貸付額の枠の拡大をはかられたい。

7. 環境保全に係わる学校教育を充実すること。

大気汚染に限らず、すべての公害防止ならびに自然保護のために教育の果たす役割は大きく、そのため公害防止の重要性を教育の場において徹底できる措置を講ぜられたい。

8. 予算・人員の確保に努めること。

環境汚染監視センターの拡充、公害インスペクター制度の強化等、公害対策を進めるための必須人員、および器材の整備について、十分な予算措置をとられたい。

5 昭和47年度大阪市公営関係予算総括表

(単位:千円)

局別 項目	労働保険局(含衛生別所) 保健所		経済局		土木局		公園部		下水道局		港湾局		教育委員会		合計			
	47年度	46年度	増△減	47年度	46年度	増△減	47年度	46年度	増△減	47年度	46年度	増△減	47年度	46年度	増△減	47年度	46年度	増△減
工場減正分敷 費	1,803,283	1,501,190	302,703													1,803,283	1,501,190	302,703
大気汚染対策費	272,257	(131,500)△	13,500	3,200	10,220											285,777	(131,500)△	13,500
騒音・振動防上 対策費	87,200	7,425	11,250	800	10,450											505,800	69,600	436,200
水質汚濁対策費	42,047	(7,829)	21,520	1,200	20,320	89,300	120,400△	31,100	18,500,000	18,400,000	500,000	10,000	99,600△	89,600		19,062,887	(7,829)	18,877,226
埋蔵沈下対策費	10,651	8,198	2,463													10,651	8,198	2,463
難民防上対策費	1,013	1,038△	25													1,013	1,038△	25
悪臭防上対策費	18,768	(6,600)	23,505△													18,768	(6,600)	23,505△
健康対策費	101,274	56,805	44,769													105,564	56,845	44,718
助成事業費	92,825	54,564	38,261													92,825	54,564	38,261
職責基金費	670,000	400,000	270,000													670,000	400,000	270,000
その他	(16,930)	21,329	(16,930)	4,820	9,820	500,000	500,000	0	18,500,000	18,400,000	500,000	0	75,000△	75,000	1,292	(16,930)	665,219	(16,930)
計	3,106,188	2,291,538	817,250	58,110	7,200	589,200	628,400△	31,100	18,500,000	18,400,000	500,000	10,000	174,600△	164,600	437,441	23,222,420	21,653,069	1,589,351

6 昭和47年度環境保全関係国家予算各省庁別一覧表

(単位：百万円)

区 分	昭和46年度 予 算 額	昭和47年度 予 算 額	対前年度 比較増△減	備 考
総 理 府	(172) 20,650	(1) 29,662	(1) 9,012	
総 理 本 府	41	166	125	公害等調整委員会(仮称)に必要な経費
警 察 庁	86	112	26	公害事犯の取締りに必要な経費
首都圏整備委員会	0	3	3	都市用水(工業用水を含む)の環流機構と広域的な排水計画に関する基礎調査
北海道開発庁	3,618	5,003	1,385	下水道事業費4,478(3,369) 公園事業費520(247)等
防 衛 施 設 庁	(172) 13,403	(1) 15,759	(1) 2,356	防衛施設騒音防止対策
経 済 企 画 庁	31	40	9	下水道事業費 18(14) 公園事業費 22(17)
科 学 技 術 庁	193	63	△ 130	パルプ廃液スラッジの利用に関する調査4(0)、公害を起さない新農薬の創製開発45(166)等
沖 縄 北 方 対 策 庁	0	1,523	1,523	廃棄物処理施設整備169 下水道事業費1,036 公園事業費314等
環 境 庁	3,278	6,993	3,715	水質関係監視測定体制整備 203(152) 広域水質汚濁改善 76(0) 大気汚染監視測定体制整備 618(377) 光化学スモッグ対策102(0)
文 部 省	(180) 29,399	(1) 4,927	(1) 1,988	公害防止等試験研究費1,000(0) 健康被害者救済対策162(91) 環境保全総合調査研究促進調整費350(107) 特定民有地買上事務費153(0) 公立学校の公害防止工事等724(335) 少年自然の家680(90) 史跡等保存整備史跡等買上等2,341(1,703)等

(単位：百万円)

区分	昭和46年度 予算額	昭和47年度 予算額	対前年度 比較増△減	備考
厚生	4,452 (37) 3,620	8,473 (一) 5,045	4,021 (一) 1,425	廃棄物処理施設整備 8,231(4,361) 浄水場排水処理施設整備 1,410(0)等 畜産団地造成事業 1,373(931) 水質障害対策事業 471(106) 公害防除特別土地改良事業 159(11) 新潟地域特殊排水事業 1,655 (1,473)等
通商産業	2,841	4,252	1,411	重要技術研究開発助成費 300(200) クロームプロセス技術開発 370(0) 大型工業技術研究開発費 1,285(558) 休廃止鉱山鉱害対策 235(91) 地盤沈下防止対策工業用水道事業費補助 797(243)等
運輸	(3,024) 4,218	(一) 7,149	(一) 2,931	海水油濁防止施設整備 1,059(340) 航空機騒音防止対策 5807(3,080)等
労働	30	32	2	有害環境改善推進費
建設	(1,588) 7,2692	(一) 108,503	(一) 35,811	下水道事業費 92,802(63,153) 緩衝緑地事業 800(570) 高潮対策 事業費 2,950(2,930) 公園事業費 10,357(5,018) 古都保存事 業費 400(400)等
自治	3	1	△ 2	公害防止対策の推進に必要な経費
合計	(5,001) 111,445 (4,944) 101,478 (7) 9,967	(一) 168,044 (一) 150,643 (一) 117,401	(一) 56,599 (一) 49,165 (一) 7,434	
公害対策				
自然環境保全対策				

(注) ()は実施計画段階で定まるものであり、外数である。

昭和47年度公害対策関係財政投融資表

(単位：億円・%)

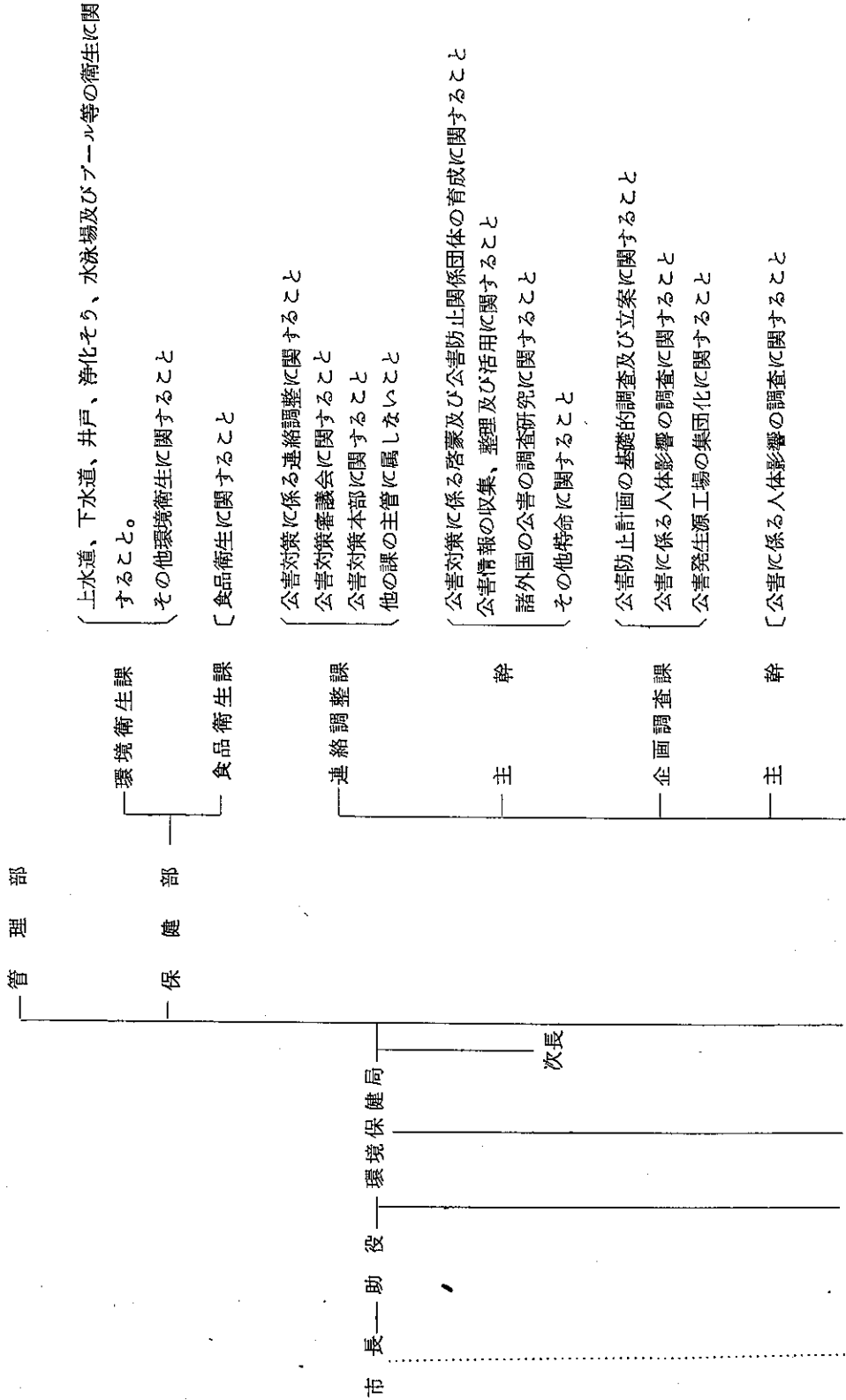
区分	46年度 当初計画	47年度 計画	対前年度比	備考
公害防止事業団	400	590	147.5	悪息防止施設、産業廃棄物処理施設が対象施設として追加
日本開発銀行	100	350	350.0	産業公害種
中小企業金融公庫	40	80	200.0	融資限度の引上げ 6千万円 → 8千万円
国民金融公庫	[15]	20	—	公害移転費用が貸付対象として追加
農林漁業金融公庫	18	29	161.1	畜産環境保全整備施設
私学振興財団	4	4	100.0	騒音対策(施設整備、校舎の改築)
船舶整備公団	—	[2]	—	* 船舶改造等融資の内数、ヒルジ排油処理施設
合計	562	1,073	190.9	

(注) 1. いずれも事業規模または貸付規模である。(地方公共団体分は除く。)

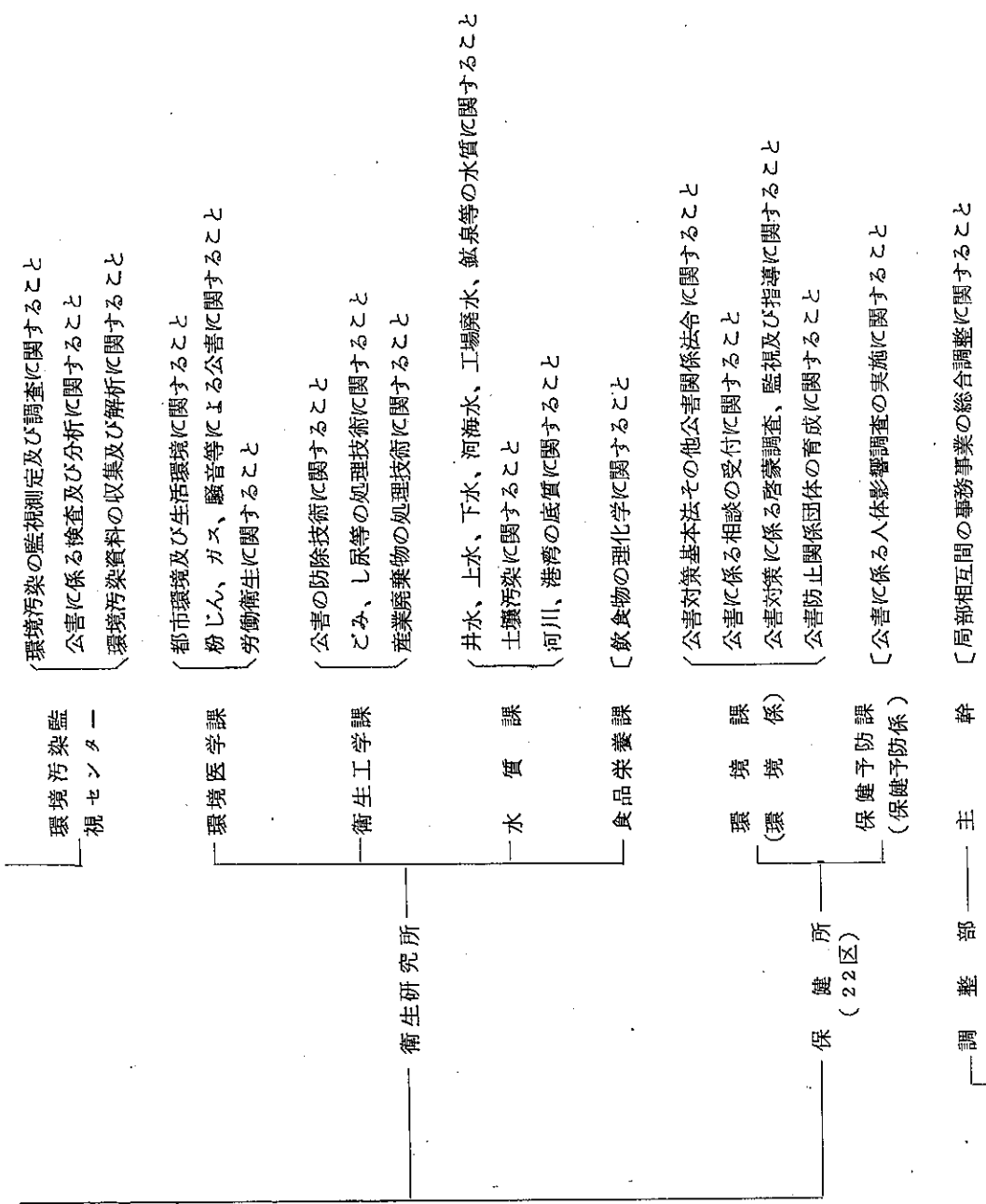
2. 国民金融公庫の[]は、産業安全衛生、公害防止施設に対する貸付枠の金額であり、産業安全衛生分と公害防止分が区別されていないので、合計から除いてある。

7 公害対策関係組織機構図

昭和47年6月現在



公害対策審議会 (3.7.3.3.1 設置) 公害対策本部 (4.5.8.7 設置) 西淀川区大気汚染緊急対策推進 会議 (4.5.6.2.7 設置)	環境部	指導助成課	公害防止に関する融資助成に關すること 公害に係る健康被害の救済に關すること 公害に關する苦情、陳情及び紛争の処理に關すること 公害発生源工場の跡地の買収に關すること
	主幹	産業廃棄物に關すること 大阪産業廃棄物処理公社及び関係機関との連絡調整に關すること	
	主幹	産業廃棄物処理の技術的調査及び研究に關すること その他特命に關すること	
	大気課	大気汚染の防止に關すること 悪臭の防止に關すること	
	主幹	公害特別機動隊の運営に關すること 大気汚染及び悪臭の防止に關すること その他特命に關すること	
	水質騒音課	水質汚濁の防止に關すること 地盤沈下の防止に關すること 土壌汚染の技術的調査に關すること	
	主幹	騒音、振動の防止に關すること 交通騒音及び航空機騒音の防止に關すること その他特命に關すること	
	主幹(兼)	地盤沈下の防止に關すること	



〔環境汚染の監視測定及び調査に関すること
公害に係る検査及び分析に関すること
環境汚染資料の収集及び解析に関すること〕

〔都市環境及び生活環境に関すること
粉じん、ガス、騒音等による公害に関すること
労働衛生に関すること〕

〔公害の防除技術に関すること
ごみ、し尿等の処理技術に関すること
産業廃棄物の処理技術に関すること〕

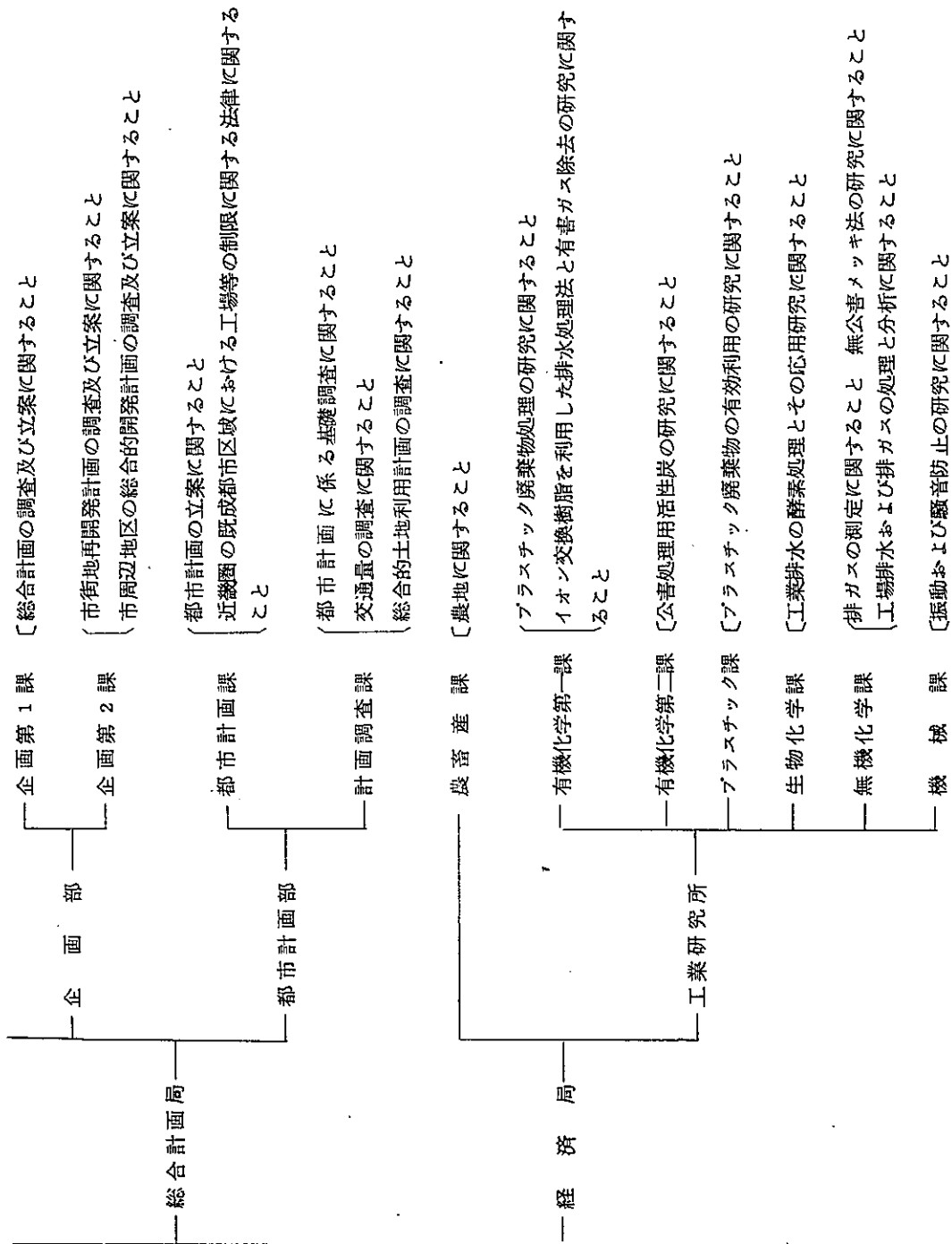
〔井水、上水、下水、河海水、工場廃水、鉱泉水、鉱泉等の水質に関すること
土壌汚染に関すること
河川、港湾の底質に関すること〕

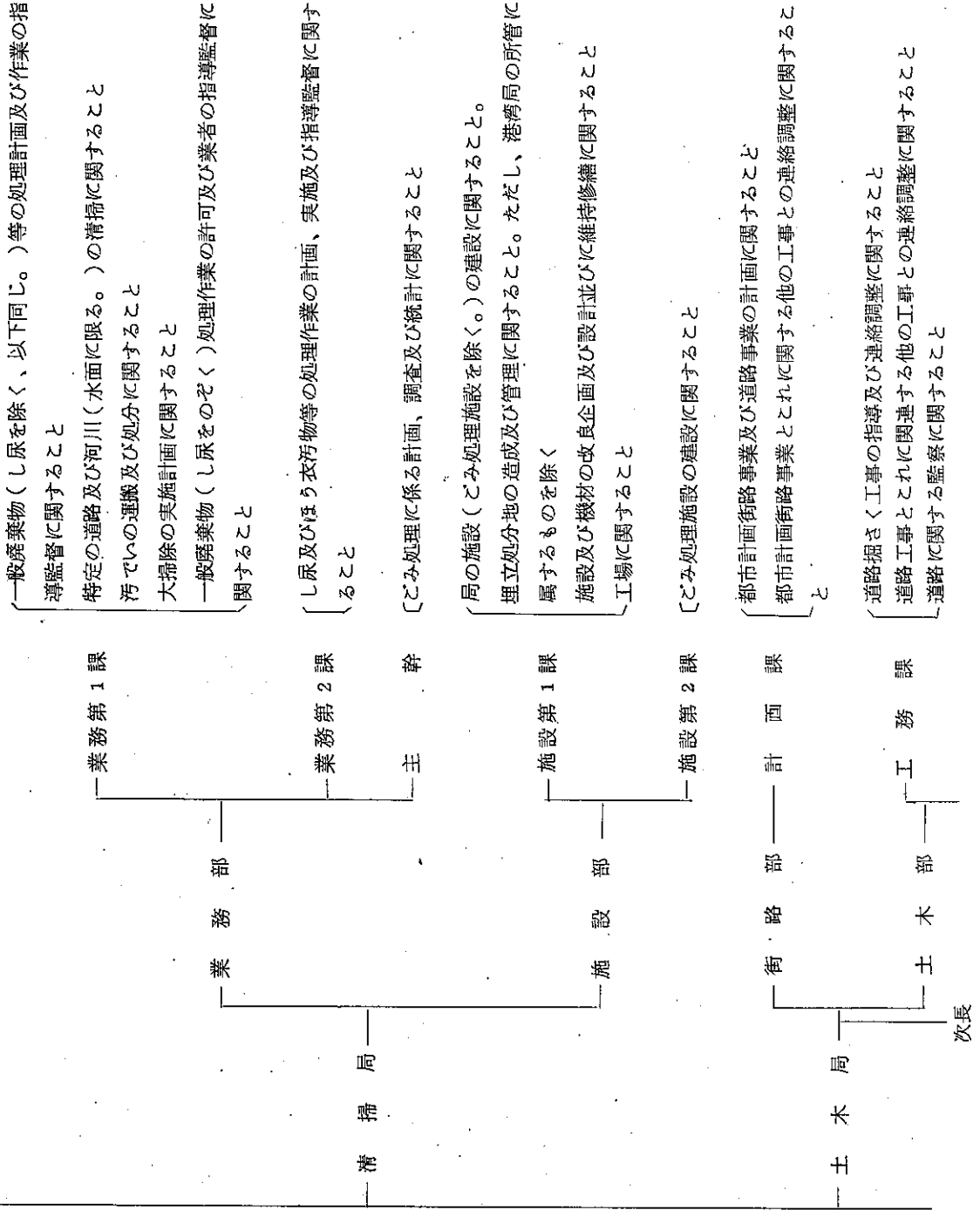
〔飲食物の理化学に関すること〕

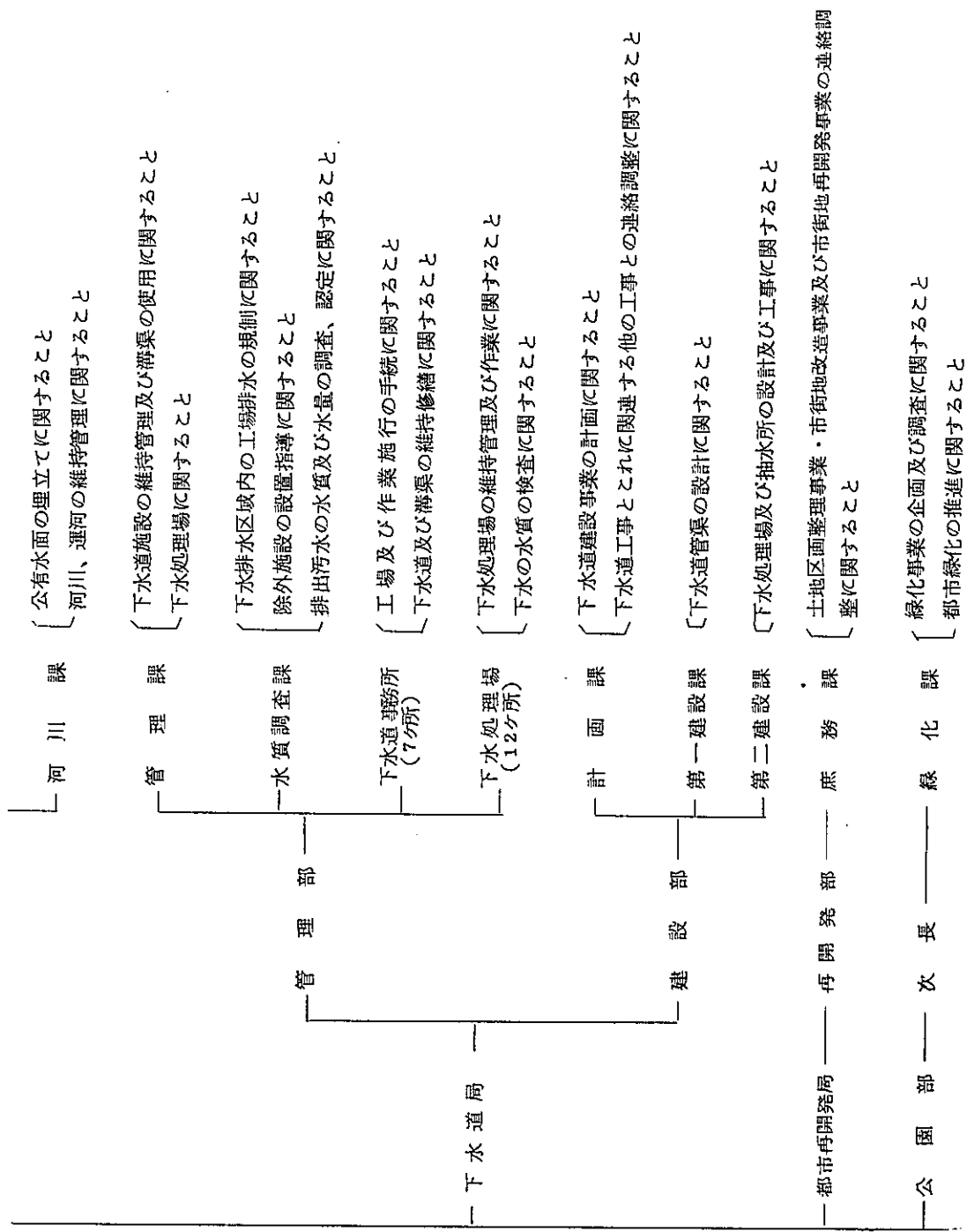
〔公害対策基本法その他公害関係法令に関すること
公害に係る相談の受付に関すること
公害対策に係る啓蒙調査、監視及び指導に関すること
公害防止関係団体の育成に関すること〕

〔公害に係る人体影響調査の実施に関すること〕

〔同部相互間の事務事業の総合調整に関すること〕

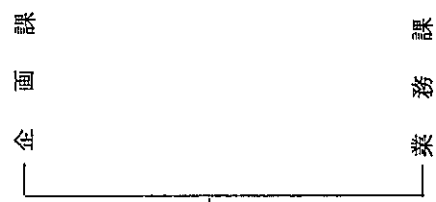






大阪産業廃棄物処理公社
46.2.19 設立

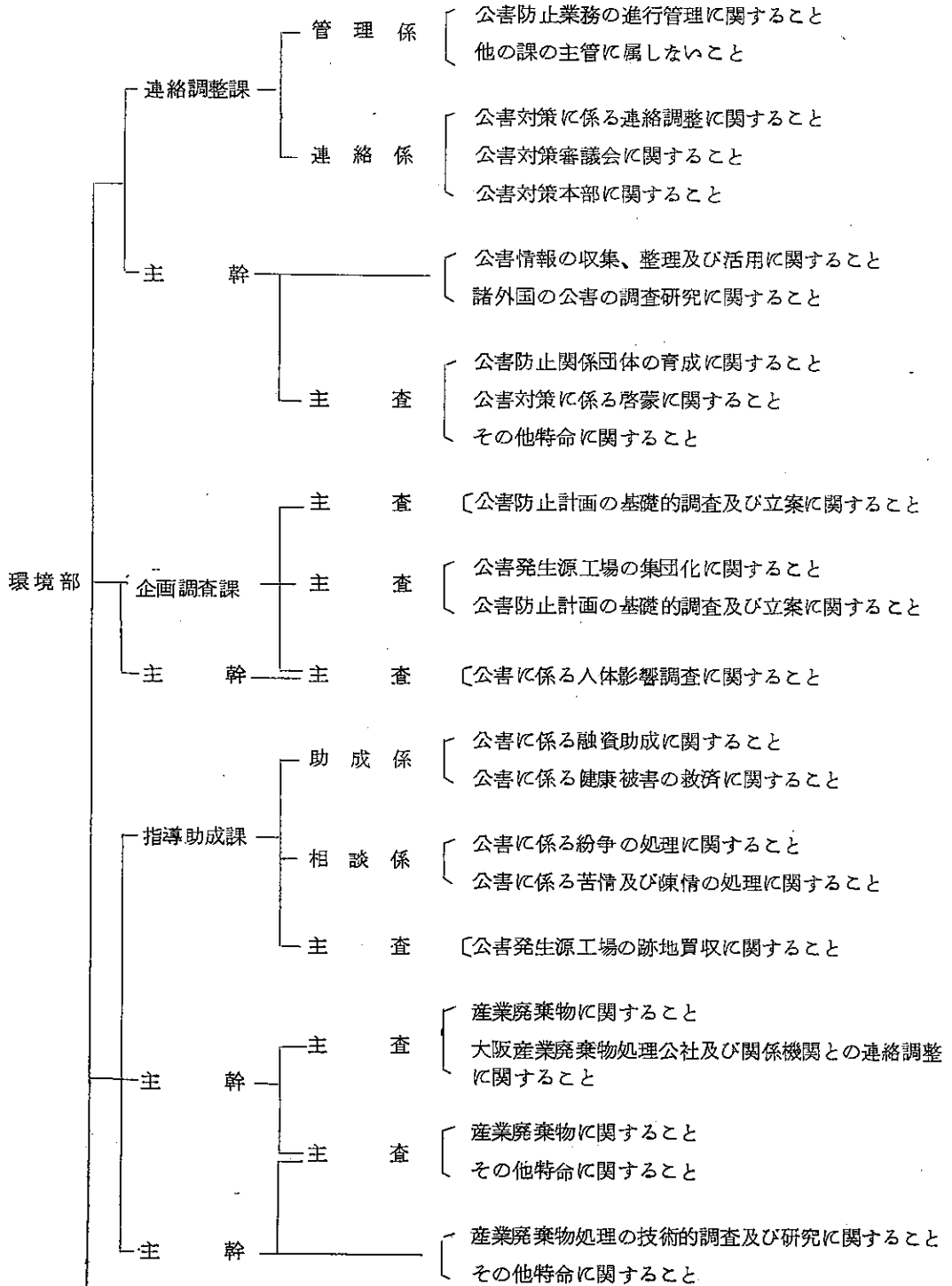
- 審付行為及びその他諸規程に関すること
 - 理事会及び役員に関すること
 - 経理及び人事に関すること
 - 資産の管理に関すること
 - 庶務に関すること
 - 評議員会の運営に関すること
 - その他他課の所管に属しないこと
- 事業の企画及び実施に関すること
 - 事業に係る手数料の策定及び徴収に関すること
 - 排出者等との契約調整に関すること
 - 契約排出者の指導、監督に関すること
 - 廃棄物の処理、処分技術の開発に関すること
 - 専門委員会の運営に関すること

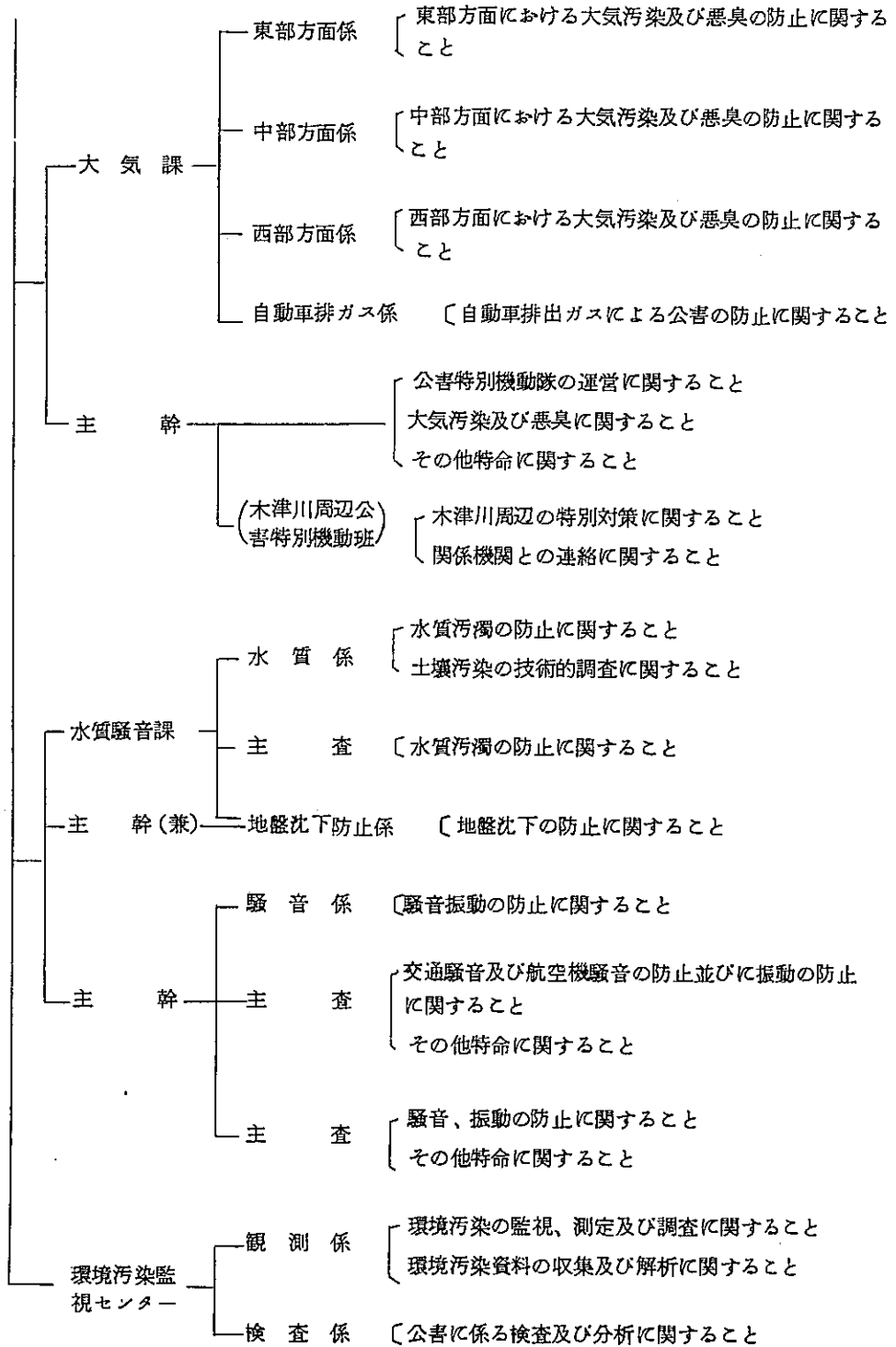


理事 長 — 専務理事 — 事務局 長 兼 理事

環境部 組織機構図

昭和47年6月現在





総合計画局長、経済局長、環境保健局長、清掃局長、土木局長、下水道局長、港湾局長、
 水道局長、公園部長
 総合計画調整部長、総合計画局都市計画部長、工業研究部長、環境保健局次長、環境保健局
 環境部長、衛生研究所長、清掃局施設部長、港湾局技術部長

—— 部長 —— 委員 ——

産廃廃棄物専門部会

西淀川区大気汚染緊急対策推進会議

45.6.27 設置

西淀川区大気汚染
緊急対策推進会議

—— 委員長 —— 副委員長 —— 委員 ——
 (市長) (助役)

総務局長、財政局長、総合計画局長、民生局長、環境保健局長、土木局長、下水道局長、
 都市再開発局長、公園部長、教育長
 工業研究所長、環境保健局次長、環境保健局環境部長、衛生研究所長、環境保健局西淀川保
 健所長、土木局土木部長、西淀川区長、教育委員会事務局長

8 公害対策関係職員数（環境保健局）

A 公害関係職員数一覧

昭和47年6月現在

	部 長	課長・主幹	係長・主査	係 員	自動車運転手	計	備 考
環 境 部	1	14 注1	24 注2	65	7	111	注1) 課長5、環境汚染監視センター所長1、主幹8(うち1は大阪産業廃棄物処理公社へ出向) 注2) 係長13、主査11(うち1は大阪産業廃棄物処理公社へ出向)
保 健 所	—	16 注3	33 注4	44 注5	—	93	注3) 環境課長16 注4) 環境係長22、主査11 注5) 環境衛生監視員
西 淀 川 区 公害特別機動隊	—	(1) 注6	3 注7	6	3	12	注6) 隊長は西淀川保健所環境課長兼務 注7) 主査3
計	1	30	60	115	10	216	

B 環境部職種別職員数

昭和47年6月現在

課・係	職 種	事 務	技 術													自動車 運転手	計	備 考		
			医 師	薬剤師	獣医師	機 械	電 気	土 木	衛生工 学・環 境工 学	化 学	応 用 工 学	農 業 化 学	燃 焼	建 築	気 象					
連絡調整課	保 理	8																7	15	部長1、課長1を含む
連絡	保	2																	2	
(団体の育成・啓蒙担当)		2																	2	主幹1、主査1
企画調査課 (公害防止計画担当)		2								1									3	課長1、主査1を含む
(工場集団化担当)		2																	2	主査1を含む
(人体影響調査担当)			1	2															3	主幹1、主査1を含む
指導助成課	保	5																	5	課長1を含む
相 談	保	2																	2	
(工場跡地買収担当)		2																	2	主査1を含む
(産業廃棄物担当)		4		5	1					1	1								12	主幹3(うち1は大阪産業廃棄物処理公社に出向)、主査3(うち1は大阪産業廃棄物処理公社に出向)を含む
大 気 課 大 東 部 方 面 係				2															4	
中 部 方 面 係				1		1								1					4	
西 部 方 面 係		1		4						1	1				1				8	課長1を含む
(木津川周辺公害特別機動班)				1		1				1	1								4	主幹1を含む、班長は西部方面係長兼務
自動車排ガス係				1		2													3	
水質騒音課 水 質 係		1		3	1	3			2		1								11	課長1、主査1を含む
騒 音 係		1		1		3			1							2			8	主幹1、主査1を含む
(交通・航空機騒音担当)						1			1							1			3	主査1を含む
地盤沈下防止係									3										3	主幹1(港湾局技術部主幹との兼務)を含む
環境汚染監視センター 観 測 係				1		2	3	3	1								1		11	所長1を含む
検 査 係				3											1				4	
計		32	1	24	2	13	3	10	5	4	1	3	2	3	1	7	111	111		

9 公害関係協議会等一覧表

(単位：千円)

番号	名称	事務局団体及び会長等名	加盟都市及び団体名	設立年月日	分担金	事業概要
1	公害対策審議会	(事務局) 大阪市環境保健局環境部 (会長) 阪大名誉教授 梶原 三郎	委員 30名以内 (現在27名)	37.3.31	-	ばい煙、騒音等公害関係諸問題についての重要事項の調査及びその対策の審議に関する事務
2	十大府公害主管部課長会議	加盟都市持回り	札幌市 東京都 横浜市 川崎市 名古屋市 京都市 大阪市 神戸市 北九州市 福岡市	44.11.14	-	公害行政の諸問題について意見の交換と相互の連絡を行ない、公害行政の効果的推進に資することを目的とする。
3	大阪府市公害行政連絡協議会	大阪府 大阪市 交互で分担	大阪府 大阪市	42.1.10	-	府、市相互の緊密な連絡協議を図り、統一的効果的な推進を期するため
4	大阪府都市公害問題協議会	大阪府 市長会	府下31市	45.4.1	-	大阪府内各市の公害行政に関する連絡を密にし、その円滑な運営をはかり、公害行政全般の改善推進に資することを目的とする。
5	大阪・尼崎市公害行政連絡会	大阪市環境保健局環境部及び尼崎市公害対策室持回り	大阪市 尼崎市	43.8.7	-	両市の公害関係情報の交換及び大気汚染等の協同調査
6	大阪・堺市公害行政連絡会	大阪市環境保健局環境部及び堺市公害対策室持回り	大阪市 堺市	46.10.23	-	両市の公害関係情報の交換

番号	名称	事務局団体及び会長等名	加盟都市及び団体等	設立年月日	分担金	事業概要
7	大阪・東大阪・八尾市公害行政連絡会	大阪市環境保健局環境部、東大阪市都市公害部及び八尾市市民経済部持回り	大阪市 東大阪市 八尾市	46.6.22	-	三市の共通する公害問題
8	大阪市公害防止会連合会	(事務) 環境保健局環境部連絡調整課 (会長) 江崎グリコ㈱ 社長 西淀川区公害防止研究会会長 江崎利一	北区公害防止研究会ほか22公害防止研究会 (東淀川区は2防止会)	35.10.1 (大阪市煤煙防止会連合会として)	助成金 1,200	公害発生関係事業主により公害関係諸調査研究、啓蒙等の自主実践活動を行なう他、自治体の公害行政に協力し、対策の実を挙げる。
9	全国大気汚染防止連絡協議会	東京都及び大阪府(常任幹事県)	大気汚染関係府県市及び国の関係省庁	38.10.1	-	大気汚染防止法に基づく諸対策に関する各自治体の情報交換及び技術上の問題の検討 国への要望
10	阪神広域スモッグ対策連絡協議会	大阪府 兵庫県	(大阪府) 大阪市 堺市 (兵庫県) 神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 大阪管区気象台 大阪市衛生研究所等測定機関及び通産局	40.11.1	-	大気汚染の広域性に対処して、広域的なスモッグ対策を推進する下部組織として大阪府・大阪市及び尼崎市から構成する。 大阪府スモッグ対策連絡協議会を開催実施している。
	社団法人 大気汚染研	事務局 東京都港区芝	北海道をはじめ32の都府			大気汚染に関する学術的な調査研究及び知識の普及を

番号	名称	事務局団体及び会長等名	加盟都市及び団体等	設立年月日	分担金	事業概要
11	究全国協議会	白金台町1丁目39 国立公衆衛生院内 会長代理兼理事長 鈴木武夫	県市町と34の会社・団体並びに約1,200人の個人会員からなっている。	34.12.29	200	<p>図り、公共の福祉と産業の発展に貢献することを目的に次の事業をおこなう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大気汚染に関する調査研究 2. 大気汚染に関する調査の連絡及び情報交換 3. 大気汚染に関する講演会 研究発表会、学会等の開催 4. 大気汚染に関する刊行物の発行 5. その他、この法人の目的達成に必要な事業
12	近畿地方大気汚染調査連絡会	(事務局) 大阪管区気象台 (会長) 大阪大学名誉教授 梶原三郎	<ul style="list-style-type: none"> ・近畿地方の大阪府市等関係府県市行政機関 教授 ・大学研究機関 ・大気汚染関係メーカー等 	31.7.20	100	4分科会に分け、近畿地方の大気汚染実態は握と影響調査及び大気汚染防止方法の研究の実施
13	大阪自動車排出ガス対策推進会議	(庶務) 大阪市環境保健局環境部大気課 大阪府生活環境部公害室大気課 (議長) 大阪市長 大島 靖 大阪府知事 黒田了一	<p>大阪市・大阪府 大阪陸運局 大阪府警察本部 大阪府陸運事務所 近畿地方建設局 大阪商工会議所 大阪青年会議所 大阪府自動車自動車連合会 協会 日本自動車連盟関西本部</p>	43.4.27	なし (ただし府市折半による経費を支出する)	<p>自動車排出ガス防止に関する対策を積極的に推進するため、次のことをおこなう</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 推進すべき自動車排出ガス対策とその推進方法に関する情報の交換 2. 自動車排出ガス対策に関する情報の交換 3. その他自動車排出ガス防止対策について特に必要と認める事項

番 号	名 称	事務局団体 及び会長等 名	加盟都市 及び団体等	設立年月日	分損金	事 業 概 要
			大阪自動車販 売店連盟 大阪旅客自動 車協会 大阪府石油協 同組合 大阪府トラッ ク協会 大阪バス協会 大阪タクシー 協会 大阪軽自動車 協会 日本自動車工 業会 大阪府ばい煙 防止研究会 大阪市公害防 止会連合会 大阪府自動車 整備振興会 大阪小型自動 車整備振興会			
14	淀川水質汚 濁防止連絡 協議会	近畿地方建設 局 (会長) 近畿地方建設 局長 長尾 満	近畿地方建設 局 大阪通商産業 局 近畿圏整備本 部 水資源開発公 団 大 阪 府 京 都 府 滋 賀 県 兵 庫 県 大 阪 市 京 都 市 高 槻 市 守 口 市 尼 崎 市 寝 屋 川 市 阪 神 水 道 企 業 団	33. 7.14	160	淀川水系の河川及び水路につ いて水質を調査し、その実態 を把握すると共に、その汚濁 の機構を明らかにし、河川管 理上必要な水質管理の方法並 びに汚濁防止対策について検 討し、淀川水質改善の実効を あげるため、つぎの事業を行 なう。 1. 淀川の水質保全に関して 必要な広報、その他の運動 2. 寝屋川浄化対策事業に対 する協力 3. 各河川における水質改善 のための調査 4. その他、本会の目的達成 のために必要な事業。

番号	名称	事務局団体 及び会長等 名	加盟都市 及び団体等	設立年月日	分担金	事業概要
15	大和川水質汚濁防止連絡協議会	近畿地方建設局 (会長) 近畿地方建設局長 長尾 満	近畿地方建設局 大阪通産局 近畿圏整備本部 大阪府 大阪市 堺市 富田林市 河内長野市 松原市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市 河南町 太子町 狭山町 美原町 千早赤坂村 奈良県 奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 御所町 王寺町	42. 5.12	40	大和川水系の河川及び水路について水質を調査し、その実態を把握するとともに、その汚濁の機構を明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法、並びに汚濁防止対策について検討し、大和川水質改善の実効をあげることを目的とし、次の事業を行なう。 1. 大和川の水質保全に関する広報その他の運動 2. 大和川水域の水質調査に対する協力 3. 大和川水域における水質調査の調整 4. 大和川水域における下水道整備計画の促進
16	神崎川水質汚濁対策連絡協議会	近畿地方建設局 (会長) 近畿地方建設局長 長尾 満	近畿地方建設局 大阪通商産業局 近畿圏整備本部 大阪府 兵庫県 大阪市 豊中市 吹田市	44. 4.18	120	(目的) 神崎川の実態把握、水質管理を流域関係市町村並びに関係機関が一体となって施策を実施してその実効をあげる。 (事業) (1) 水質保全に関する広報及びその他の運動 (2) 水質改善のための調査 (3) 下水道整備事業に対す

番号	名称	事務局団体及び会長等名	加盟都市及び団体名	設立年月日	分担金	事業概要
			摂津市 茨木市 高槻市 池田市 箕面市 能勢町 東能勢村 尼崎市 伊丹市 川西町 猪名川町 宝塚市 神安土地改良区			る協力 (4) 不法投棄の取締り、工場の立入検査 (5) その他必要な事業
17	大阪港海水汚濁防止対策協議会	大阪海上保安監部 (会長) 大阪港長 伊東 孝	大阪海上保安監部近畿海運局 大阪通産局 神戸植物防疫所 大阪検疫所 大阪府 大阪市 堺市 高石市 泉大津市 民間29団体	42.4.20	100	大阪港およびその境界付近におけるごみ、流木、廃船、油、汚水などによる海水の汚濁防止に関する事項を協議し、もって船舶の交通安全確保および公害の防止を図るため、次の事項を調査、研究、協議し、所点の対策を推進する。 1. 汚濁の実態 2. 汚濁の発生原因 3. 汚濁防止対策
18	大阪地盤沈下総合対策協議会	大阪府環境保健局 (会長) 大阪市長 大島 靖	大阪府 大阪市 大阪商工会議所	36.11.27	500	大阪における高潮防弊及び地盤沈下防止に関する総合対策の樹立並びにその実施の促進に必要な事業を行なう

番号	名称	事務局団体及び会長等名	加盟都市及び団体等	設立年月日	分担金	事業概要
19	地盤沈下対策都市協議会	全国市長会 (会長) 新潟市長	東京都 川崎市 川口市 新潟市 名古屋市 大阪市 西宮市 尼崎市	35.7.28	200	<ol style="list-style-type: none"> 協議会、懇談会等の開催 国会、中央関係各省に対し地盤沈下関係予算の増額、国庫の高率補助の要望陳情を行なう。 研究会の開催 関係各省庁の担当官あるいは学識経験者を講師として地盤沈下に関する諸問題についての研究 広報活動 広報パンフレット等を刊行し地盤沈下対策の促進を関係方面に要望する。
20	生活環境審議会 清掃部会都市産業廃棄物分科会	厚生省 環境整備課 (委員長) 財団法人日本浄化槽教育センター理事長 楠本正康	(委員) 石油化学工業協会専務理事 生産部長 新井俊郎 外15名 (加盟都市) 東京都 大阪府 大阪市 川崎市	生活環境審議会令(40.6.30政令第229号)により設立 第1回分科会 44.8.8	—	厚生大臣の諮問機関都市産業廃棄物に係る処分の体系及び方法の確立について審議する。 45.6.27答申
21	産業構造審議会 産業公害部会 産業廃棄物小委員会	通商産業省 公害保安局 公害防止指導課 (小委員長) 日本商工会議所 専務理事 影山衛司	委員 3名 (専門委員9名)	44.12.23	—	産業廃棄物処理処分体系在り方に関する検討

番号	名称	事務局団体及び会長等名	加盟都市及び団体等	設立年月日	分担金	事業概要
22	大阪府市産業廃棄物処理対策協議会	大阪府 大阪市 交互で分担	大阪府 大阪市	45.7.23	—	府、市相互の連絡を密にし、産業廃棄物処理対策の円滑な運営をはかることを目的とする。
23	大阪国際空港騒音対策協議会	伊丹市 (会長) 伊丹市長 伏見正慶	豊中市 伊丹市 川西市 池田市 宝塚市 尼崎市 西宮市 箕面市 大阪市 吹田市 芦屋市	39.10.16	166	(目的) 大阪国際空港における航空機騒音防止対策をはかること (事業) (1) 騒音の調査及び資料の収集 (2) 騒音防止対策の立案とその促進 (3) 騒音防止及びその対策に関する法制化の促進 (4) その他必要な事業
24	全国民間空港関係市町村協議会	伊丹市 (会長) 伊丹市長 伏見正慶	全国の民間空港に関係する61市町村が加盟	42.2.23	30+ 航空機燃料譲与税額 $\times \frac{16}{1000}$	(目的) 加盟市町村が有する民間空港関連の各種の問題を総合的に調査研究し、これを解決するための方策を推進する。
25	公害関係都市協議会	全国市長会	大阪市 ほか40市	39.12.9 46.9.6 改正	30	(1) 大気汚染、水質汚濁、その他公害に関する調査研究 (2) 公害防止策の推進強化